

令和 8 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月10日

本日の会議に付した案件

議案第16号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第17号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第18号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第19号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第20号 江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第21号 江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第22号 江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第23号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第24号 江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第28号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 9 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第 2 条 継続費の補正のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業

第 3 条 繰越明許費の補正のうち

物価高対応子育て応援手当支給事業

学校施設改修（LED化）事業（小学校費）

学校施設改修（LED化）事業（中学校費）

第5条 地方債の補正のうち

学校施設改修事業（中学校）

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

学校施設改修事業（小学校）

議案第29号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第31号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 債務負担行為のうち

国民健康保険税通知書等作成委託料

第4条 地方債のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

学習等供用施設改修事業

保育施設整備事業

保育施設改修事業

保育施設空調設備改修事業

災害援護資金貸付事業

情報教育推進事業（小学校）

学校施設改修事業（小学校）

情報教育推進事業（中学校）

学校施設改修事業（中学校）

出席委員（7名）

委員長 牧野行洋君 副委員長 伊藤吉弘君

委員 掛布まち子君 委員 大薮豊数君

委員 片山裕之君

委員 石原資泰君

委員 長尾光春君

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議長 中野裕二君

議員 須賀博昭君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

主査 伊藤典子君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

教育長 高田和明君

ふくし部長 酒井博久君

健康こども部長兼こども家庭センター長
安達則行君

教育部長 松本朋彦君

地域ふくし課長 石田哲也君

地域ふくし課主幹 大矢幸弘君

地域ふくし課副主幹 安藤和仁君

介護保険課長 栗本真由美君

介護保険課主幹 影山壮司君

ふくし支援課長 稲田剛君

ふくし支援課主幹 土谷武史君

ふくし支援課副主幹 大日向仁志君

保険年金課長 三輪崇志君

保険年金課主幹	鈴木 勉 君
保険年金課副主幹	岩井 貴 臣 君
こども未来課長	向井 由美子 君
こども未来課指導保育士	村田 志 穂 君
こども未来課主幹	大脇 宏 祐 君
こども未来課副主幹	中山 享 哉 君
こども未来課副主幹	千田 尊 義 君
子育て支援課長	長谷川 崇 君
子育て支援センター所長	奥田 由美子 君
子育て支援課主幹	加藤 あかね 君
子育て支援課副主幹	高田 昌 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	中山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	野中 俊 之 君
健康づくり課副主幹	葛谷 美智子 君
教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長	
	仙田 隆 志 君
教育課管理指導主事	長岡 晃 臣 君
教育課主幹	源内 隆 哲 君
教育課副主幹	岩田 麻 里 君
学校給食課副主幹	宇佐見 裕 二 君
生涯学習課長兼少年センター所長	藤田 明 恵 君
生涯学習課主幹	前田 昌 彦 君
生涯学習課副主幹	石垣 恵 子 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

稲 波 克 純 君

スポーツ推進課副主幹

岡 地 孝 浩 君

○委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

今年度最後の委員会でございます。皆さんしっかり意見と、あと当局も答えていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、最初に市長から挨拶をお願いします。

○市長 皆様、おはようございます。

常任委員会が同日開催というようなことで、久々の状況でございます。

去る2月19日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でありますけれども御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。失礼いたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第16号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてをはじめ17議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔、明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、そのほかは退席していただいても結構です。

議案第16号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第16号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第16号について御説明申し上げますので、議案書の45ページをお願いいたします。

令和8年議案第16号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

46ページ、47ページには、江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、また、48ページから53ページにかけては条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 1点だけですけれども、新しく利用料金を定める別表がありますけれども、原価計算では実績がないので、従前の値でというか計算と言われたんですけど、それは何の値というか、数字を使われたんでしょうか。

○地域ふくし課長 この施設は新設の施設になりますので、従前といえますか、令和8年度の物価、人件費を積算しまして試算をしました指定管理料、暫定施設管理料の下で維持管理費というところを試算しております。その試算に当たりましては施設の形状ですね、大きさ、光熱水費等を設計士との協議の中で試算したものでございます。

○掛布委員 そうすると面積が広がっているので高くなっているわけですが、例えば会議室だったら300円が480円とか、多目的室だったら240円だったのが480円になっているんですけど、いわゆる面積当たりの単価ではやはりそれも上がっているということなんですか。

○地域ふくし課長 従前の使用料につきましては、令和元年度の決算値でもって試算をかけているわけですが、そこから年月が経過しておりますので、物価が上昇しておりますので、その分はどうしても試算するに当たっては使用料に跳ね返りますので高くなっているものでございます。

- 掛布委員 面積当たりの単価はどういうふうに変化していますか。
- 地域ふくし課長 今の現行の中央コミュニティ・センターは1平方メートル当たり3.3円、これで試算しますと、新しい会議室61.88平方メートルを掛けると204円になるんですが、実際は使用料は480円になりますので、この平米単価という部分というところは上がっている形になります。
- 委員長 ほかにありますか。
- 大藪委員 ここで聞いていいのかな、ちょっと設置の関係だと思うんですけど、前の老人福祉センターのときに何か利用者から駐車場の混雑問題が出ていたと思うんですけど、前に何かで聞いた覚えがあるんですけど、新たに施設がまた増えるということで、より一層駐車場がいつときぐっと混雑してしまうことがあると思うんですが、その辺の対策というのは何か取られているかどうかだけ教えてください。
- 地域ふくし課長 駐車場に関しては、今度の新しい新施設に関しては、おおむね100台程度を予定しております。
- 旧老人福祉センター、中央コミュニティ・センターに関しては61台というところで、しかしながら児童館が集約されてきますので、児童館の台数を加味するとおおむね同等、同数程度の駐車場台数になるかなというふうには考えております。
- 大藪委員 あわせて、今まさにおっしゃった内容の児童館なんですけど、やっぱり近隣から自転車で駆けつける子供たちも多分増えると思うんですけど、駐輪場はどのようになっていますか。
- 地域ふくし課長 駐輪場については50台程度を予定しております。
- 大藪委員 大体50台で包括できるという理解でよろしいでしょうか。
- 地域ふくし課長 はい、施設規模的に収容できるというふうに考えております。
- 大藪委員 ということは、例えば児童館なんかで特別な催しなどをすることって、今後出てくるかもしれないんですけど、そういったときは臨時で自転車の止める場所を確保したり、そういうふうに臨機応変に動いていくという理解でいいですか。
- 地域ふくし課長 恐れ入ります。

児童館施設に関しては健康こども部が所管するものですから、あまりちょっと児童館についてはというところなのですが、施設全体で仮にイベントを催したときというのは、駐輪場、臨時駐輪場を含めた中で、あとは市のバスとかも巡回させる中で何らかの手だてを考えていきたいと思っております。

○大藪委員 ありがとうございます。理解できました。

○委員長 ここで当委員会へ傍聴の申出がありました。

傍聴については、委員会条例第18条の規定により委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見ありませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、御意見もないようですので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。どうぞお入りください。

質疑はほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時37分 休 憩

午前9時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第17号 江南市介護保険条例の一部改正についてを

議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長　それでは、議案第17号について御説明申し上げますので、議案書の54ページをお願いいたします。

令和8年議案第17号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、55ページから59ページには、江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。また、60ページから67ページにかけて、条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　附則の中で、課税所得の判定基準が令和8年度から変わるので、今までと同じ給与所得の方でもいわゆる低く、所得段階がなって、介護保険料が下がる、でも下がる人については下げないという附則がついているんですよね、1年限り。別に下げてもいいんじゃないかと思うんですけど、介護保険は基金がたまり過ぎて困っちゃっているぐらいなので、ちょうど返してあげるいいチャンスなので、せっかく控除額が、判定の基準が緩やかになって所得が下がるわけなので、課税所得が下がるので本当にいいチャンスだと思うんですけど、これによって影響を受ける方というのは何人ぐらいで、どれぐらい、本当に下げちゃったら介護保険料が総額幾ら下がるという、そんな見込みって出ているんでしょうか。

○介護保険課長　まず、この特例を実施しなくてもいいのではないかとということにつきましては、この改正は介護保険の算定の際に所得段階を、国の示す標準のものを採用していない市については実施するものではないんですけれども、江南市の場合は多段階化していますので、市の条例で定めるというふうになることになったものでございます。

この改正につきましては、本人が所得税課税である第6段階以降について特例で示すものになるんですが、本人非課税段階である第1段階から第5段

階までは介護保険条例のほうで適用されるものですから、もしこの特例を実施しない場合、非課税段階の第1段階から第5段階の方は国のほうの施行令で決まってしまうので、やらざるを得ないというようなものになるかと思っております。

あと今回の実施することによっての影響ということなんですけれども、今の段階で、ちょっと算定というのが難しいということにはなるんですが、国のほうがおおむね保険料収入において1%程度の影響が出るというふうに試算をしております、令和6年度の決算額で例えてお伝えいたしますと、令和6年度決算額の18億9,202万2,800円の1%ということで、1,892万円程度が影響が出る額というふうに考えております。

○掛布委員 最初の答弁の出だしがちょっとよく理解できなかったのですが、もう一回お聞きしていいですか。

要するに、江南市は国の決めている段階よりももっと細分化して細かく上のほう、下のほうもやっているの今回この施行令の改正でいわゆる、下がるのに下げないというふうにするんだけど、国の基準どおりの段階のところはこのようにしなくてもいい、下がる人は下がるでいいと、そういう意味ですか。

○介護保険課長 国の定めるとおりに13段階で定めている市町につきましては、もう既に介護保険法施行令のほうで適用がされますので特に市の条例などで上げる必要がないということでございまして、江南市の場合は多段階にしておりますので、その分の特例を市のほうの条例で定める必要があるということで今回上げたものでございます。なので必ず国として一律です。

○掛布委員 分かりました。施行令で決まっているということですね。

○介護保険課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時43分 休 憩

午前9時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第18号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

令和8年議案第18号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

69ページには条例案を、70ページには新旧対照表を掲げておりますのでよろしくをお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 質疑はございませんか。

○大藪委員 多分どこか議案質疑なんかで聞かれたかどうか分からない、重なっておったらごめんなさい。これが1か月前倒しになった理由を教えてください。

○保険年金課長 江南市におきましては8月からということでやっておったんですけど、ほかの市町は8月というところがまず少ないというところがありまして、なるべく早くやりたいという思いはあったんですけど、このたびシステムが標準化されましたことによって早く納付書が発送できる体制が整いましたので、これを機に1か月前倒しをすることを決めたものでございます。

○大藪委員 早くなることによってメリット・デメリット両方あると思うん

ですけど、基本的に今の話も標準化ということで近隣も全てそういうふう
にそろったということなんですが、メリットは多分そういうことで皆さんと足
並みがそろうというメリットでしょうが、デメリットはありませんか。

○保険年金課長　大きなデメリット、まず市側のデメリットとしましては、
1か月前倒しにすることによって事務が少し前倒ししないといけないので、
少し煩雑になるというところが考えられます。市民の方にとりましては、1
か月前倒しにすることによって早く払わないといけないというデメリットが
あるかなとは思いますが、大きくはないかと思っております。

○大藪委員　ありがとうございました。よく分かりました。

ぜひ市民のほうから苦情等が出ないように上手にやっていただければとい
う要望で終わります。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前9時46分　休　憩

午前9時46分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

議案第19号　江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第19号　江南市国民健康保険税条例の一部改正につ
いてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　それでは、議案書の71ページをお願いいたします。

令和8年議案第19号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

72ページから76ページには条例案を、77ページから103ページには新旧対照表を、104ページから109ページには参考資料を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 すみません、事前に課長にもお願ひしておいたんですけれども、大幅な増税というか税率アップになるので、いつも全員協議会とかで示していただいているモデルケース別の、前と増税後の額の一覧表をぜひ委員の皆さんに配っていただきたいと思うんですけど、委員長から許可して要請いただきたいと思ひます。

○委員長 では、配付をお願ひいたします。

[資料配付]

○委員長 では、これを踏まえた上で質疑ございましたら。

○掛布委員 簡単に、1個ずつお聞きしていきます。

1つは、まずこの上段の表に新たに今回から子ども・子育て支援金分の賦課が始まるわけなんですけれども、3段目に、所得割率、均等割額、18歳以上均等割額100円というふうに、ここだけ均等割額が別に100円というのを書いてあるのはなぜなのでしょう。

○保険年金課長 今回の条例改正には、国のほうの政令がまだ公布されておられませんので、条例改正には一部加味されていない内容がございますが、18歳以上均等割というものは、子ども・子育て分の均等割額が18歳未満の方にはかからないものと最終的にはなってきます。その金額を18歳以上で、数で案分して、その分を18歳以上の方が18歳未満の方の分を負担するという意味でこの項目がございます。

○掛布委員 そうすると今は均等割額、この表では18歳未満の人も1,200円と書いてあるんですけれども、多分5月臨時会ですすだろうというのにはこの18歳未満の均等割1,200円はなくなるという、そういうことなんです。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

- 掛布委員　今回の試算の中で、子供がいる家庭もモデルケースに入っているんですけど、そのモデルケースには18歳未満であっても均等割1,200円を加えた額で試算してもらっているということなんですか。
- 保険年金課長　この資料は、国保の運営協議会で出させていただいた資料になりまして、そのときには今後、先ほど掛布委員がおっしゃられました5月臨時会で改正を予定する分、ほかにも軽減と限度額がまだその5月臨時会でやるんですけど、その分も踏まえた最終的な状態の金額で算定しておりますので、18歳未満の方は子ども・子育て分はこの中には含まれていない状態で計算をしております。
- 掛布委員　これは今回の条例には入っていない部分もあって、最終的に令和8年度はこうなるよという、そういう値の世帯ごとのモデルケースということなんですけれども、まず1人当たりの国保税の調定額が令和7年度が幾らで、令和8年度が1人当たりの国保税の調定が幾らになって何%の値上げということなんですか。
- 委員長　暫時休憩いたします。

午前9時54分　　休　憩

午前9時55分　　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。
- 保険年金課長　まず令和7年度におきましては、1人当たり11万7,855円でございます。令和8年度につきましては12万9,366円で、令和7年度に対して約9.8%の増加となっております。
- 掛布委員　国保運営協議会の会議録を読んできましたけれども、県としても基金だったか剰余金だったか何か使って納付金の伸び率をちょっとでも下げようという努力はしていただいたけれども、江南市の国保の加入者の1人当たりの納付金が約5.6%の伸びというふうにならざるを得ないという、そういう記述があったんですけども、実際、今納付金は5.6%なんだけど国保税が9.8%も増税になるという、その差というのを、なぜ納付金の伸びよりも国保税額の伸びのほうが大きくなっちゃうかというのは、私が考えるには、要するに去年まで入れていた赤字補填の法定外の繰入れを3,500万円今回やめちゃったのと、去年までやっていた基金からの繰入れ、これがすごく

大きかったと思うんですけど、去年の記録だと1億3,200万円、だから合計1億6,700万円の繰入れを今回ゼロにしちゃった。その分と子ども・子育て支援金分が乗ってきて、結局納付金は5.6%しか増えていないのに国保税が約10%も増税になっちゃっているという、そういうことでよろしいですか。

○保険年金課長 掛布委員言われたとおり、基金の繰入れと一般会計からの法定外繰入れをしなかったことでの増加はあるんですけど、それに加えて、あと江南市は今までは2年に1回の税率改定でございましたので、2年分の増加がこの9.76%になっているかと推測しております。

○掛布委員 今2年分と言われたんですけども、国保の基金も大分減ってはいるんですけど現時点ではまだ8,700万円ほど残っているということなので、国保運営協議会の会議録を見ると、これまでは2年に1回値上げ、値上げで来ていた、今回も2年分の医療費の伸びとかということでこれだけの増税になる条例改正になっちゃっているんですけど、次、令和9年度からは毎年値上げをすると書いてあるんですよ。ということは基金を持っていなくても来年度は来年度の風が吹くじゃないですけど、来年度の県から言われる納付金とかを見ながら税率を決めていけるので、基金を8,700万円抱えたまま、全然投入しないで持ち込まなくても、今回こんなに伸びて、こんな物価高騰の中で、ただでさえ高過ぎる国保税がさらに高くなっちゃうのをちょっとでも抑えようということで、8,700万円全額とは言いませんけれども、大半の部分を投入してもよかったんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょう。

○保険年金課長 基金、令和7年度末で8,700万円ほどということで今見込んでおるんですけど、この8,700万円は掛布委員言われるとおり今後は毎年改定をしていきますので、必ずしも値上げになるということではないかと思うんですけど、毎年改定をしていきますので基金はそこまで持っていなくてもいいという考え方もあるかと思うんですけど、現年度の、決算の際に、状況によっては歳入のほうで不足するという事態も想定されますので、その際に基金を繰入れをしないと決算のほうでくることができないものですから、ある程度の最低限の金額は必要だと考えておりますので、8,700万

円は最低限ということで今回は繰入れを活用することを見送っております。

○掛布委員 何を言っても駄目なんですけど、さっき配っていただいたモデルケースで、本会議場でも三輪議員から、こんなに値上げして本当に払えるのかなというぐらいひどい値上げなんですけど、実は今回は令和7年度から令和8年度に行くのに約10%、世帯別でいうと大体13%の値上げのところもあるんですけど、そのもう一個前の令和5年度から令和6年度に行くときはそれこそ20%の値上げだったわけですよ。だから令和5年度ってまだたった3年前、3年前から今回、令和5年から令和8年に何%の値上げになるかって、前の記録を見てきたら、例えばモデルケース1だったら、今度、令和8年度は13万4,100円なんですけど、令和5年度の場合は10万1,000円だったんですよ。だから32.8%の値上げ、たった3年間で。

例えば自営業者の営業所得が250万円で子供2人という家庭だと、今度48万2,100円なんですけど、令和5年度のときは35万9,100円だったんですよ。ここも34%の値上げで、全部34%から三十数%の値上げ、3年間で。これは本当にひどい、もう本当に言葉が出てこないぐらいとんでもないひどい、この物価高騰下に、値上げなので、さらに子ども・子育て支援金分が乗っかっているんですけど、それも今回初年度だからまだこれだけで済んでいるわけで、来年度、再来年度はさらに子ども・子育て支援金分は上がっていきますよね。どれだけ上がるかというのは大体予測はついているんでしょうか。

○保険年金課長 国が以前示した資料によりますと、令和8年度は国民健康保険1人当たり250円でした。令和9年度は350円、令和10年度が450円ということで示されております。

○掛布委員 それ月ですよ、1か月ですよ。

○保険年金課長 1か月です、そうです。

○掛布委員 だから、それもあって本当におかしい今回の値上げなので、何とかね。何をやっても、もうとにかく県が法定外の繰入れを認めないという絶対標準保険税率に合わせろということなんですけど、本当に払えないで困る人が出てくるのは当然だと思うんです。

ちらっと私、委員協議会の資料をのぞいてきましたが、滞納者には10割負担と書いてあるんですよ。特別療養費の支給って、ちょっとこれは本当に

ひどい話じゃないですか。こんなに払えないぐらい値上げしておいて、払えなかったら、滞納したら10割負担で、窓口10割負担ですと言ったらもう病院に行けないですよ。本当に……。

○委員長 簡潔明瞭をお願いします。

○掛布委員 ひどくなると思うので、何とか頑張って均等割分を別途補助金で支給するとか何とかならないですか、部長。

○ふくし部長 今、県単一化を平成30年から実施させていただいている中で、私たちは計画性を持ってやってきました。

多分その当時には、子ども・子育てというところに関していえば、知識があったかどうかというのはあるんですけども、今回たまたま今になって2%分が上乘せして大きく見えているというのは事実かと思います。ただ、県の方向性というのはいわゆる国の示した方向性でありますので、ここで法定外繰入れをやっていくということに関しましては、なかなか簡単に、はい、そうですかというふうには答えにくい状況ですのでよろしくお願いたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お伺いたします。ただいま議案第19号の審査のため、当局から配付されました資料につきまして、委員会配付にとどめおくか委員会審査資料として議場配付とするか、いかがいたしましょうか。

〔「議場配付で」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、議場配付でという意見がございますので、配付された資料につきましては、そのように取扱いさせていただきますのでよろしくお願いたします。
- 大藪委員　これって議場配付ということはタブレットにも入ってくるよね。
- 委員長　タブレットにも入ります。最終日に入るということで。
- 大藪委員　ありがとうございます。以上です。
- 委員長　ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

議案第20号　江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 委員長　続いて、議案第20号　江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。
それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。
- こども未来課長　それでは、議案書の110ページをお願いいたします。
議案第20号　江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。
111ページには条例案を、112ページから114ページには新旧対照表を掲げてございます。
説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。
- 委員長　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 掛布委員　第16条第6項の乳児、幼児の区分ごとの利用定員の区分ごとのというのをなくして、ゼロ歳、1歳、2歳児でトータルで利用定員を定めればいいというふうに変えるんですけど、この条例そのものはまだ昨年12月定例会に制定したばかりで、この認可基準の条例ともう一つペアになっている確認基準の条例があったと思うんですけど、そっちにも同じような、ちょ

っと表現は違うんですけど、子供の区分ごとに1時間当たりの利用定員を定めるものとするところなんですけど、そちらはなぶらなくてもいいんですか、合わせる形で。

- こども未来課長　　まず、この条例についてでございますけれども、こども誰でも通園制度は、もともと全国的に始まるのが令和8年度からの給付事業として実施いたします。

その前の令和7年度についても委託事業ということで実施はしておりましたので、国のほうの条例としてはもともと制定がされていたものでございまして、その際には令和7年度までについては、乳児の定員、幼児の定員ということで、別にして認可の際には認可を取るものということで規定がされておりましたけれども、今年度、令和8年度から実施する分については、認可の際の定員としては、幼児の定員、乳児の定員ということの区分はなくとも認可のほうは規定としては満たせるものということで、今回上げさせていただいた認可の定員のほうの条例だけの改正を行うものでございます。

- 掛布委員　　説明が難しくてさっぱり分からなかったんですけど、もう一回分かりやすく説明していただけませんか。

- 委員長　　できますか、時間を取りますか、どうですか。

暫時休憩いたします。

午前10時10分　　休　憩

午前10時11分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

- こども未来課長　　失礼いたしました。もう一個の条例の特定乳児等のほうにつきましては給付の際の規定を定めるものでございまして、その際については、1時間当たりの単価を規定する際には、乳児の単価、幼児の単価ということで、まだ公定価格が実際には示されておられませんけれども、その部分での区分の金額は異なってくるものと考えますので、特定のほうについては変更はございません。

ただし、今回上げさせていただいております改正条例のほうにつきましては、認可の際にどのような定員区分を規定するかという条例でございまして、そちらについては国が定めておる基準のほうで改正がございまして、

市もそれに合わせて今回一部改正を行わせていただくものでございます。

○掛布委員 想定されている、このこども誰でも通園制度をやっていたける布袋駅高架下のぼっぼ園きた・みなみの子ども・子育て会議への申請の資料を見てきたんですけれども、ゼロ・1・2歳のうち、ゼロ歳児の枠が空いていますという、そういう申請になっていてちょっと驚いちゃったんですけど、普通ゼロ・1・2歳はどこでも満ぱんなんですけど、特にゼロ歳児、1歳児が満タンかなと思っていたんですけど、ゼロ歳児が空きがあるというのはどういうことなんでしょうか。

○こども未来課長 実際に今江南市のほうで実施をお願いします3施設におきましては、余裕活用型での実施を今提案でいただいております状況でございます。

余裕活用型は入所の園児がまず決定した上で、空き状況がある枠についてこども誰でも通園制度で御利用いただけるものでございまして、令和8年4月の入所の決定が、2月ぐらいい入園児童が決定した際の空き状況を見ますと、議案のときにも少し御説明しましたが、ゼロ歳児が6名、1歳児が1名の合計7名の空きがございましたので、まずはそちらで4月の入園は行っていただくものとなっております。

ただし、委員御指摘のように、年度途中になりますとゼロ歳児、1歳児の年度途中入園も増えてまいりますので、その際にはやはり空き状況が変動してくるものだと考えております。しかしながら、実施していただく3施設につきましては3歳未満児の施設でございまして、例年見ておりますと、2歳児の枠については満3歳になると退園される方も少しお見えでございまして、年間を通じてどのような人数になっていくかはちょっと不確定ですけれども、今回御提出いただいた書類については、まず4月当初の人数を基に出されたものだと考えております。

○掛布委員 余裕活用型なので空いている枠というか、どこが空いているというのは刻々と毎月毎月変わって行って、さっき御説明のように年度途中になると2歳児が空いてくるということだと、その空いた2歳児の枠に例えばゼロ歳児のこども誰でも通園制度の利用希望があった場合、空きがあったとしても、保育士の定員、ゼロ歳児だったら3対1、1・2歳児だったら6対

1、それを守らないといけないから、幾ら2歳児の枠の空きにゼロ歳児を入れてと言っても、保育士をもう一人つけないとこども誰でも通園制度のゼロ歳の子は預かれないという、そういう認識でよろしいですか。

○こども未来課長 おっしゃられるように、まずは保育士の配置基準は必ず満たしていただく必要がございますので、例えば2歳児が1枠空いたところにゼロ歳児の1人を入れることは不可能でございます。

○掛布委員 さっきのぽっぽ園みなみときたのを見ていると、実施時間が午前8時から11時と書いてあるんですけど、それと市販のお菓子を提供すると書いてあるんですけど、午前中に限るという、そういうふうで施設がそういう届けなので、それは午後からは受け付けないという、そういうことなんです。

○こども未来課長 実際に認可の申請でいただいた3施設につきましては、8時から11時の3時間でまずは実施をしていただくということになっておりますので、その時間を超えるものについての通園は受け入れられないものでございます。

○掛布委員 12月定例会のときにまだ分からないとおっしゃっていた料金、1時間当たり300円は保護者がどこに払うことに結局なったんですか。市に払うのか園に払うのか。

もう一個ついでに、利用単位の時間、1時間単位で預かるのか2時間枠で預かるのか、8時から11時という枠でがばっと預かるのかどういふふうになったのか。

○こども未来課長 利用料金につきましては、国がまず300円を標準時間としておりまして、金額については事業所がそれを基に金額設定ができるものでございます。その利用料につきましては施設のほうに利用者の方が直接お支払いいただくものになっております。

利用時間につきましては、まず制度としては最低1時間はということで、その後は30分単位も可能なんですけれども、今回申請いただいている事業所については1時間単位で御利用をしていただくというふうで協議しております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時18分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第21号 江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 それでは、議案書の115ページをお願いいたします。

議案第21号 江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

116ページには条例案を、117ページには新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○長尾委員 2園が廃止になるということといいんですけど、この跡地ってどういうふうに活用するかという計画はありますか。

○こども未来課長 まだ跡地につきましては、具体的には少しまだ検討がで

きていませんので、具体的にはまだ決定しておりません。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分　　休　憩

午前10時20分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号　江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長　　続いて、議案第22号　江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　　それでは、議案書の118ページ、議案第22号　江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

119ページをお願いいたします。

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、120ページから122ページにかけまして、条例案の新旧対照表を掲げております。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。補足説明はございません。
どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○長尾委員　これも先ほどの議案と同じです。廃止になる児童館2つ、どのような扱いにするか決まっていたら教えてください。

○子育て支援課長　古知野児童館と、あと藤ヶ丘児童館が今回の条例改正によって廃止になりますけれども、それ以降の今後の扱いについてはまだ正式には決定されておられません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○大藪委員　ざくっとで結構ですけど、これで2施設が1施設になるわけですけど利用の割合というんですかね、大体どれぐらい、例えば前は2か所あって、2か所を100%とすると、両方で。合わせて100%ぐらいとすると、今回1施設になったことによって大体どうですか、利用者というのはどれぐらいの割合と見ていますか。

○子育て支援課長　ちょっと1つだけ、今回の条例改正で、交通児童遊園と、あと古知野児童館、藤ヶ丘児童館、この3か所でございます。面積的には当然縮小はするんですけれども、児童館3か所が1か所になることになりますので目標としては当然3館、同じ人数が来ることを目標にはしていますけれども、面積のこともありますし、駐車場のこともありますので、なかなか全部は難しいですけど、目標としてはそっちを目指していきたいというふうな答えをしたいと思います。

○大藪委員　気持ちは非常に分かって、目標としては3館を100とすれば100%という目標はぜひ頑張っていたいただきたいんですが、それでもやはりどうやったって5%、10%という要するに利用をしない、もしくは利用しなくなる人も出てくると思うんですが、そういう人に対しての何かケアみたいなものというのは考えてみえるんでしょうか。

○子育て支援課長　何度か議案質疑とかでも伺われたことがあるんですけども、この1か所に集まることによって、子供ですのでここまで来られない

方とか、当然出てくると思っていますので、そういう場合は公共施設を使った移動児童館、こういったものも同時に進めていくと、そういうことによって遊びの場を提供する機会は設けたいと考えております。

○大藪委員　　ありがとうございました。

もう一つ、イベントとかもやられるときにはバスなどを利用するというふうには聞いているんですけども、それはもう実際に自転車とか歩いてこられる人は別として、これは全市をずっと回るわけでしょうか。それとも何かステーション的に、ここに集まっていたら皆さん来てくださいみたいな、そんな感じのイメージなんですか。

○子育て支援課長　　児童館の今現在やっているイベントとして、3館合同で将棋大会とか卓球大会とかやっておるんですけども、そういう場合ですと、そのイベントのときに限ってですけど市のマイクロバスで3か所かな、各児童館に集合した人を乗せていくということをやっていますけれども、ただ、実際、今回合同になったときに将棋大会や卓球大会を実際にやるのか、やりたいとは思っていますけれども、そういったことに関しては委託業者とちょっと相談した上で考えたいなどは考えております。

○大藪委員　　結構です。ありがとうございました。

○片山委員　　今の関連で、今のケアの件で大藪委員が言ったのの回答で移動児童館と言われたんですけども、ちょっと移動児童館のことに関して私もどういうものなのかなと分かりづらいんで分かる範囲で、簡単でいいので説明してもらってもいいですか。

○子育て支援課長　　移動児童館と今私たちのほうで考えておりますのは、公民館とかそういったところのお部屋をお借りして、おもちゃとかそういったものを準備して、誰でもこの期間は来ていいよという形が一番パターンとしては考えられるんですけども、それが一番今のところ考えていることでございます。

○片山委員　　分かりました。結構です。

○委員長　　ほかに質疑ありますか。

○掛布委員　　児童館の廃止が8月1日からですね、この条例の施行が。先ほど議案第20号でしたか何号だか忘れましたが、コミュニティセンターは8

月1日オープンだから、新施設オープンと同時に廃止という、そういう全然時間差なしで廃止という、そういうことなんでしょうか。

○子育て支援課長 条例の施行日的には8月1日になるんですけども、古知野児童館と藤ヶ丘児童館は6月末で閉館で、そして交通児童遊園はやはり夏休みでございますので、可能な限り長くやりたいということで7月末まで開館する形を取っております。

○掛布委員 先ほど跡地をどうするというのは決まっていないというのもありましたけれども、古知野児童館の底地というのは市有地もあれば借地もあったんじゃないんですか。

○子育て支援課長 古知野児童館に関しては、底地のほうは全て市の所有の土地でございます。

○委員長 ほかに質疑は。

○掛布委員 最後で、条例の改正部分で第4条、本会議場でも三輪議員がお聞きしたんですけども、指定管理者が行う管理のところで児童館の部分を削除する新しい条例改正になっているんですけど、要するにコミュニティセンターを社会福祉協議会が指定管理者として多分そうなると思うんですけども、するんですけども、児童館部分は社会福祉協議会の指定管理には入れずに別途業務委託をするということになると、児童館に来る子供たちが1階部分とか2階部分のコミュニティセンターのほうに入って行って、いろいろ多世代交流なので多世代交流するわけですけど、そういうふうに高齢者の方々や多国籍の方々と一緒に何かやする子供たちについてどこが面倒を見るというか、管理をするというか、児童館部分を業務委託するのはそれではちょっと、3階は別、1・2階は社会福祉協議会でいいのかもしれないんですけど、多世代交流ということになってくるとちょっと困る面が出てきはないかなと思うんですけど、大丈夫でしょうか。

○子育て支援課長 児童館の業務としての委託というふうには考えておりますけれども、せっかく委員おっしゃっているような多世代交流プラザでございますので、一緒にイベントとかをやる場合は1階、2階の業務をやっている方と相談した上で進めていく形になると思いますので、児童館だから関係ないよとか、そういった運用はしないように委託業者にはお願い

をするつもりでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長 続いて、議案第23号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第23号について御説明申し上げますので、議案書の123ページをお願いいたします。

令和8年議案第23号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

124ページには、江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 掛布委員 老人福祉センターの機能というのは、とっくに今引っ越ししている旧保健センターの中の中央コミュニティ・センターの中には、老人福祉センターとしての高齢者福祉機能というのはいわゆる旧センターの中にもないわけですが、この条例がまだ残っていて、今廃止する理由というのは何でしたでしょうか。
- 地域ふくし課長 委員おっしゃられるとおり、休止状態というところでのこの条例は置いてあったわけですが、当時老人福祉センターを一部改正、今度の多世代交流プラザの建設に当たりまして老人福祉センターの設管条例を改正するか、または中央コミュニティ・センターの設管条例を一部改正するかというところはまだ定かではなかったものですから、今回の施設というのが貸館をメインにしたコミュニティー施設だということの位置づけの中で、中央コミュニティ・センターの設管条例を一部改正するということを定めましたので、休止状態で置かれていた老人福祉センターの設管条例というのを併せて、このタイミングで廃止をさせていただきたいと考えてございます。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 掛布委員 既に老人福祉センターというのは事実上条例は残っていたんですけど、ないわけですが、新たに建て替えて造られる施設は老人福祉の機能が全くない、ただの貸館のコミュニティ・センターということになると、江南市内に高齢者福祉の施設がどこにもないという本当に残念なことになるわけですね。お風呂もなくなってしまいましたし。見回しても高齢者福祉の施設が自治体として持っていないようなまちというのはないと思うんですけども、本当にこれでいいのかどうか。代わりに造るコミュニティ・センターの中に高齢者福祉、この老人福祉センターで果たしていた機能を補完するような部分というのはどこかあるんでしょうか。
- 地域ふくし課長 今度の新施設につきましては、2階は貸館が主になりますが、1階には旧老人福祉センターにもありました老人クラブの事務室とか、これはちょっと老人とは違うんですが、保護司の更生保護サポートセンターとか、そういったところは設置をしております。
コミュニティーという部分に関しては、大きく見ると全ての市民の方、老人を含めたということが含まれておりますので、その活動の場というところ

ろでこちらのコミュニティ・センターの条例を一部改正したものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時35分 休 憩

午前10時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号 江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長 続いて、議案第24号 江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 それでは、議案書の125ページ、議案第24号 江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

126ページをお願いいたします。

江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）で

ございます。

以上で議案第24号の説明とさせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○長尾委員　先ほどの、何度も言いますが、跡地の利用計画についてです。

○子育て支援課長　交通児童遊園があるところ自体が都市公園の木賀公園というところに設置してございますので、交通児童遊園が廃止された後は木賀公園として存続する形になっていくだろうということになります。木賀公園として存続することを検討するということでございます。

○掛布委員　8月1日から廃止ということだと、要するに交通児童遊園の設管条例の廃止ということは、いわゆるここでいう交通児童遊園というのは児童館機能がある建物と木が生い茂ったところを利用した、ゴーカートに乗ったり自転車に乗ったりする公園部分と建物全部が8月1日以降は廃止、使えないという、そういうことでよろしいんですか。

○子育て支援課長　交通児童遊園がある場所が都市公園としての木賀公園という部分にございますので、今後としては都市公園として、木賀公園として存続する形になりますので、木賀公園自体は使えるということになります。

○掛布委員　県の土地だから、市の土地じゃないもんだから廃止しちゃったらその途端、そこは公園として存続できるんですか、木賀公園として。だって県に借地料を払わないでしょう、7月までしか払わないから、その後というのはどこの所有のどういう公園になるわけですか。

○子育て支援課長　交通児童遊園の土地の代金として県のほうには1年分を払う形になりますので、交通児童遊園が廃止になったからといって都市公園としての木賀公園が使えなくなるということではございません。児童館のほうは立入りとかはできなくなりますけれども、公園としては自由に使っていただくことが継続して可能となっております。

○掛布委員　ごめんなさい、全然ここと違うんですけど、本予算のほうに1,130万円の借地料、4、5、6、7と4か月分しか予算計上がなかったから8月以降は立入禁止なんだと思ったわけなんですけど、1年分どこか別の

課が、都市計画課か何かが払うわけですか、県に借地料を。

○子育て支援課長 説明が不十分で申し訳ないです。

今掛布委員がおっしゃったように、7月までは子育て支援課で、それ以降の部分は都市計画課のほうで予算が計上されております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業

第3条 繰越明許費の補正のうち

物価高対応子育て応援手当支給事業

学校施設改修（LED化）事業（小学校費）

学校施設改修（LED化）事業（中学校費）

第5条 地方債の補正のうち

学校施設改修事業（中学校）

（仮称）多世代交流プラザ整備事業

学校施設改修事業（小学校）

○委員長 続いて、議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正のうち、（仮称）多世代交流プラザ整備事業、児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業、第3条 繰越明許費の補正のうち、物価高対応子育て応援手当支給事業、学校施設改修（LED化）事業（小学校費）、学校施設改修（LED化）事業（中学校費）、第5条 地方債の補正のうち、学校施設改修事業（中学校）、（仮称）多世代交流プラザ整備事業、学校施設改修事業（小学校）を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、地域ふくし課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の170ページ、171ページの下段をお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は3,551万2,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 171ページの最下段にあります福祉タクシーの料金助成ですけど、もともとの予算に比べて物すごい額の増額になっています。

予算不足という説明だったんですけど、これはいこまいC A Rと福祉タクシーの並行登録が可能になったことで、タクシーチケットを申請しても使わずに持っているような方々が一挙に使われた、いこまいC A Rも使い、福祉タクシー助成も使われたと思いますが、この補正の結果、いつも利用率が本当に二十数%と低迷していたと思うんですけども、令和7年度については利用率はどれほどになる見込みで、発行枚数に比べて何枚くらい、何%くらい使われる見込みの予算計上でしょうか。

○地域ふくし課長 福祉タクシーのチケットにつきましては、令和6年度の実績で申し上げますと1,690人、1,690冊配付いたしまして、利用枚数は1万9,643枚、その使用率は24.2%でございました。

令和7年度1月末現在での数値になりますが、利用者数、配付冊数同数で2,085人に2,085冊配付しまして利用枚数は2万837枚というところで、差引きしますと利用枚数が1,194枚増の状況にございます。利用者数、配付人数に関しても395人というところで増加をしております。現在のところの使用率は20.8%と、これに関しては大体20%まず前半というところになりまして、要因といたしましては、先ほど委員言われたとおり併用登録が今年度から可能になりました。

いこまいC A R登録、令和7年4月1日以降のいこまいC A Rの登録者1,110人お見えになりまして、そのうち福祉タクシーと併用登録された方が555人というところで、半分程度の方がいこまいC A R登録と併せて福祉タクシーを登録されたというところの方々の使用率、使用枚数というところが増加したというところが要因でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○石原委員 すみません、ちょっと分からないので教えてほしいんですけど、173ページの最後の生活困窮者住居確保給付金給付事業ですけど、この内容と増えた要因というのを教えてください。

○地域ふくし課長 住居確保給付金につきましては、その対象となる方は2年以内に離職及び廃業等によって住宅、賃貸住宅を喪失するおそれのある方が対象となります。

今回の件数、増額する理由につきましては、基本的に実績数値で申し上げます。

ますと、令和4年度が11件、令和5年度が9件、令和6年度が下がって4件、令和7年度が2月末現在で16件というところで、今年度の当初予算につきましてはこの令和6年度の実績の数値で予算計上させていただきましたが、令和4年度からの平均をしますと大体年10件程度というところで、令和6年度の、ちょっと因果関係は分かりませんが、その跳ね返りというのが令和7年度に来たような状況になっておりまして、その増加分というところが増えた要因となっております。

○石原委員 結構です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて介護保険課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 それでは、介護保険課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について説明をいたしますので、議案書の156ページ、157ページをお願いいたします。

上段の15款4項2目3節社会福祉費交付金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、172ページ、173ページをお願いいたします。

下段の3款1項2目介護保険費で、補正予算額は1,811万1,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 介護施設等整備費補助事業で5事業者が申請したのに、2事業者しか採択がされなかったための減額という説明だったと思うんですけど、何か前にも何度か同じような場面があったように記憶しているんですけど、

これは繰り返し同じ事業者が申請しても通っていかないという、その繰り返しになっているのでしょうか。グループホームの防火対策、防火シャッターとかスプリンクラーをつける申請だと思うんですけど、なぜ通らなかったのでしょうか。

○介護保険課長　　今回3法人5事業所が当初申請を出しまして、そのときに市のほうで優先順位というものをつけて県のほうに出し、県の中でも優先順位をつけて国のほうに提出をしていきます。

春、当初の一次協議のときには、全国から多数の事業所の応募がございまして、国のほうとしましては、防災対策等の観点から採択していくということがございますので、一次協議のときにはなかなか通りにくいというのが現状としてあるように聞いております。二次協議というものが年度の途中であるんですが、その場合は選考期間が短いということもございまして、なかなか事業所のほうが手を挙げられないというような状況もございまして、一次協議で通らなかった場合、また次年度改めてチャレンジするというようなことがちょっと続いている状況でございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いてふくし支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長　　それでは、ふくし支援課所管の補正予算につきまして、該当箇所の説明を申し上げます。

議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

下段、15款4項2目2節生活保護費交付金、右側説明欄は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続いて、156ページ、157ページをお願いします。

上段、3節社会福祉費交付金、右側説明欄2番目のふくし支援課分は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続いて、160ページ、161ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入、右側説明欄、ふくし支援課分は、デジタル基盤改革支援補助金でございます。

続いて、少し飛びまして174ページ、175ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段、3款1項3目障害者福祉費で、補正予算額は804万6,000円の減額補正でございます。

右側説明欄、自立支援給付事業、その下、障害者福祉システム運用事業、その下、在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業でございます。

次に、182ページ、183ページ上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は4,094万3,000円の減額補正でございます。

右側説明欄、生活保護システム運用事業、その下、物価高騰対応重点支援交付金支給事業（調整給付分）でございます。

該当箇所の説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　175ページの説明されたところの一番下ですけれども、「あゆみ」の維持運営事業、指定管理料はそれだけ必要だからということで指定管理料を払うことになっていると思うんですけれども、何か754万6,000円も減額ということで、必要ないというふうに返してみえたということだと思うんですけど、どうして、必要だから指定管理料をつけていたと思うんですけど、なぜこんなに必要じゃなくなっちゃったんでしょうか。

○ふくし支援課長　指定管理については3年間の指定管理料を、今回ですと令和5年度の議会をお願いをいたしました。

今回減額補正をお願いしたというのは、昨年度、令和6年度中の中頃でございます。私のほうからときわ会に、財政が厳しい折、何とか、指定管理料は3年間決まった額ではございますが、さらに精査をしていただいて金額を減額して運営していくことはできないかというちょっとお願いをいたしました。その際、ときわ会のほうで施設運営に当たりまして、業務の兼務ですとか正職員の割合を見直していただきまして、人件費の合理化を図った結果、

指定管理料が削減できる見込みとなりました。その減額と申しますか見直しの内容としては、管理者を兼務していただくですとか、指導員を兼務していただくといった内容でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　保険年金課所管の該当箇所につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の154ページ、155ページをお願いいたします。

中段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金ははじめ3項目でございます。

156ページ、157ページをお願いいたします。

中段やや下の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金ははじめ3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

174ページ、175ページをお願いいたします。

中段の3款1項4目社会保障費の保険推進事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長　それでは、補正予算、歳入歳出のうち、健康こども部こども未来課の所管いたします該当箇所について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

議案書の154、155ページの中段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金、ほか2項目でございます。

下段をお願いいたします。

15款4項2目1節児童福祉費交付金、右側説明欄、子ども・子育て支援交付金、ほか2項目でございます。

156、157ページの下段をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、地域子ども・子育て支援事業費補助金、ほか1項目でございます。

158、159ページの下段をお願いいたします。

18款1項3目1節児童福祉費寄附金、右側説明欄、企業版ふるさと寄附金でございます。

160、161ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、右側説明欄、デジタル基盤改革支援補助金でございます。

下段をお願いいたします。

22款1項2目2節児童福祉債、右側説明欄、(仮称)多世代交流プラザ整備事業債でございます。

次に、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、176、177ページをお願いいたします。

3款2項1目こども保育費、補正予算額は7,524万3,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長　それでは、子育て支援課所管の補正予算の該当箇所につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入についてでございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

下から3番目、18款1項3目1節児童福祉費寄附金、右側説明欄、子育て支援課、寄附金、ほか1件でございます。

続いて、歳出でございます。

少しはねていただきまして、180、181ページの下段をお願いします。

3款2項2目子育て支援費、補正予算額は34万8,000円でございます。

内容につきましては、181ページの説明欄をお願いいたします。

児童発達支援センター業務委託事業は、精算に伴う交付金の返還が国・県それぞれに必要なものです。

児童館等運営事業は、先ほど歳入で御説明いたしました寄附金を受け入れることによる財源更正でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　質疑もないようですので、続いて、健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、令和7年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の154、155ページの上段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入でございます。

次に、15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金でございます。

はねていただきまして、156、157ページの上段をお願いいたします。

15款4項3目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、最下段の16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金でございます。

次に、160、161ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の有料広告掲載料でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

184、185ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は3,665万1,000円の増額でございます。

内容につきましては、185ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

健康管理事業は、179万6,000円の減額をお願いするもので、特定財源として、その他特定財源の有料広告掲載料がなくなることから歳入予算から減額しております。

その下の予防接種事業は、3,550万5,000円の増額をお願いするものです。

その下の母子保健事業は、117万7,000円の増額をお願いするもので、特定財源として、国庫補助金、県補助金が財源措置されますので歳入予算に計上しております。

その下の発達支援事業は、新たに特定財源として国庫補助金及び県補助金が財源措置されますので、財源更正し、歳入予算に計上しております。

その下の休日急病診療所維持運営事業の休日急病診療所運営事業は、156万4,000円の増額をお願いするもので、特定財源として、その他特定財源の休日急病診療所診療収入を歳入予算に計上しております。

その下の地域医療推進支援事業のうち、地域医療推進支援事業は50万5,000円の増額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、187ページの上段をお願いいたします。

その下の地域医療推進支援事業のうち、地域医療推進支援事業（物価高騰対策）は30万4,000円の減額をお願いするもので、特定財源として、国庫交

付金が財源措置されますので歳入予算に計上しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員 185ページ、どこかで聞いていたのかな、上段の役務費ですね。

がん検診等ガイド配布手数料が補正後ゼロ円ということで、これは何かあれですか、代わりに何か手を打ってあるのか、それとも完全にゼロということでしょうか、なくなったということでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちら、がん検診等ガイド配布手数料につきましては、事業見直しの関係で、8ページ程度の冊子を作成しておりましたが、そちらのほうを内部印刷に切り替えて市民の皆さんに周知するようというようことになりましたので、A3・1枚の両面で検診の内容をお知らせするように内部印刷で切り替えてやるようということが、方針が決まったので、そちらのほう、令和8年度版から対応するというような形で、今回ガイドを配布する手数料と印刷に係る経費を縮減しております。

○大藪委員 特にじゃあ今までですと、そのガイドがあったんですよね、もともとが。それはそんなに需要がなかった。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの検診ガイドのほうは、より市民の方に分かりやすくというような形で御案内するために作成してきたところでございますが、令和4年以降の受診率の伸びだとかそういったところのことを考慮すると、あまり効果的な周知ができていなかったという判断をせざるを得ない状況になりましたので、また今後、内部印刷に変えたことによって受診率がどのように変化するかとか、そういったところもしっかり把握しながら、がん検診の受診勧奨といったところに努めてまいりたいと考えております。

○大藪委員 ぜひ、多分チラシみたいなガイドみたいなのを置いておくとなかなか手に取って見ることはないかもしれないけれども、特に今現在LINEなどのメールなど、プッシュ型で来るとやっぱり見る機会が多いので、市民の皆さんにも、特にがんはやっぱり増えているということもあるので、その辺手厚くやっていただければと思っています。要望で終わります。以上で

す。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　今の大藪委員の聞かれたところのすぐ下の予防接種事業ですけれども、委託料が3,030万円増額になっています。

説明のときは、HPVワクチンのキャッチアップ接種と带状疱疹ワクチンの接種希望者が増えたということだったんですけれども、この带状疱疹ワクチンのほうは定期接種ではなく50歳以上の任意の方になるんでしょうか。どれがどれほど増えたのか、もうちょっと内訳を教えてくださいと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、補正予算のほうで上げさせていただいた带状疱疹ワクチンのほうは定期接種の方となっております。

当初予算でシングリックスのほうを、2回接種のほうになりますけれども、1,390人といったところで想定していたところが12月末現在で1,692人という形です。また、今後の接種をする方が575人と想定して877人の不足で、1回当たりの接種の委託料が1万5,291円でおおむね1,340万円程度のところの経費と、あと生ワクチン、ビケンの方になりますけれども、年度当初は230人を想定しておりましたが12月末現在で493人、今後の接種予定として162人を見込んで425人といったところで、人数が425人に対して委託料6,091円で258万円程度の増額といったところになっております。

それから、もう一点がHPVワクチンの関係ですけれども、こちらが9価、シルガード9のほうですけれども、当初542人を見込んでおりましたが12月末現在で837人で、今後の予定が285人の580人が不足するというような形で、委託料が2万6,863円で1,550万円程度が必要となるものです。

あと2価と4価のワクチンのほうが、当初が92人の想定が12月末現在が10人、今後の予定で6人というような形で76人といった形で、こちらが想定より少なかったところもありましたけれども、合わせて1,430万円程度の増額といったような形で、今回補正予算に計上させていただいたところでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○片山委員　またちょっと大藪委員の先ほどの質問の関連で申し訳ないんで

すけど、185ページが一番上のがん検診の件で、先ほど印刷製本の部分をA3のぺらに変えた、内部印刷に変えたという話でしたよね。その分で約80万円の減額。その分に関して、その下の配布手数料も98万7,000円も減額になっているじゃないですか、配布の分も。じゃあもう大幅に配布はしないということですか。

それと有料広告掲載料と上にも書いてあるんですよ、右の説明欄に。どこかの広告、冊子か何かのところに掲載していた部分もあったんですか。

この2点を教えてもらっていいですか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　こちらのガイドの配布手数料というのは、市内全世帯にポスティングを委託しておりましたので、今回内部印刷をするような形に切り替えたことで全世帯へのポスティングを廃止にするといったことになります。

あと、有料広告掲載料は、従来の健康ガイドの8ページの枠の1ページを8枠に区切って、1枠1万円で有料広告を募っておりましたが、今回ガイドを廃止するというような形で、その掲載がなくなったということで歳入のほうから落としているという状況になります。

- 片山委員　分かりました。

金額の計算は非常に分かったんで、その分ポスティングもやめたということとか、いろいろ広告の掲載もやめてしまったということがあるんで、何とかな、周知の仕方をもう少し、皆さん分からないとちょっとまずいなと思いますんで、そこだけは十分注意していただいて、よろしく願います。以上です。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　それでは、教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の説明をさせていただきます。

初めに、歳入について御説明させていただきますので、議案書の156、157

ページをお願いします。

中段の15款4項5目3節小学校費交付金、その下、4節中学校費交付金でございます。

次に、160、161ページをお願いいたします。

上段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、教育課分は、江南市森林環境譲与税基金繰入金でございます。

下段の22款1項6目1節小学校債、はねていただきまして、162、163ページをお願いいたします。上段の3節、中学校債でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

206、207ページをお願いいたします。

中段の10款1項1目教育支援費、補正予算額は85万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

下段の10款1項2目教育環境費、補正予算額は436万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、208、209ページをお願いいたします。

上段の10款2項1目小学校費、補正予算額は1億144万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、210、211ページをお願いいたします。

上段の10款3項1目中学校費、補正予算額は3,598万円の増額をお願いするものでございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　207ページの一番下ですけれども、いじめ・不登校対策事業で436万8,000円の減額、これは古知野中学校の案件だと思っておりますけれども、本会議のときはいわゆる市長部局の調査委員会のことをお聞きしたんですけど、専門委員会という教育委員会のほうでやっている第三者委員会なんですけど、これは結局年度内にもうこれ以上進まないから減額して、また新年度にやり直しというか新たに予算をつけてやるんですけど、年度内に何回結局

やれたんでしょうか。

- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　　まず、会議の第1回目が令和7年11月17日に行っております。

9月補正でこの補正予算はお認めいただいて、当初は10月から3月までの月2回の委員報酬をお願いしておりましたが、現状、会議の予定として、今現在、会議開催については5回、聞き取り回数は7回、年度内で令和7年度内に会議のほうは6回、あと1回開催する予定です。聞き取りについてはあと3回なので、令和7年度中には10回を予定しております。

- 掛布委員　　会議と聞き取りと今分けておっしゃられたんですけど、聞き取りがどういう形態でどんな感じかなというのを全然想定できないんですけども、この専門委員のうちのどなたかが関係者のどなたかに対して聞き取りを行うという、そういうことでその聞き取りに要した時間に対してこの時給という報酬がついていくという、そういうことですか。

- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　　まず委員として5名を委嘱しております。

さらに1月の時点で調査等々の関係で臨時委員として弁護士の方を2名、臨時の委員として任命をしております。

先ほど、第1回目が令和7年11月17日に開催したと申し上げましたが、次に12月23日、ここである程度方針を決め、1月16日のときには臨時委員を含めて7名で今後の方針、聞き取り方針等々の道筋を立て、聞き取り調査をしているということで、聞き取りに関してはさきの5人のうち2人だとか、臨時委員が1人入ったりとかというような形で聞き取りをしているという状況でございます。

- 掛布委員　　報告書作成等委託料も全額減額ではなくて、ちょっと執行している24万円だけ、ということは報告書の作成に取りかかっているという、そういう意味合いなんでしょうか。そうしたら何か繰越明許費とかそういうふうになるのかなと思ったんですけど、繰越明許費にしないで減額というのはちょっとよく分からないんですけど。

- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　　当初、報告書作成等委託料ということで前は300万円を予定していたと思うんですが、議事録の作

成ということで若干残した形の減額補正をお願いするということでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　それでは、学校給食課所管の補正予算につきまして、該当箇所の説明をさせていただきます。

初めに、歳入について御説明させていただきますので、議案書の156、157ページをお願いいたします。

中段の15款4項5目5節保健体育費交付金でございます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出でございます。

212ページ、213ページをお願いいたします。

下段の10款5項2目学校給食費、補正予算額は227万円の減額補正をお願いするものでございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　給食調理事業の調理員確保事業で291万9,000円の減額、ちょっと説明を聞いていて意味が分からなかったんですけども、人材派遣の調理員の派遣手数料を減額、ゼロにするというのは、離職がなかったという、何かそんな説明だったように思うんですけど、どういうことだったんでしょうか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　令和7年9月から新学校給食センターが開業するというので、令和7年3月でほかの職業を探す方がお見えになると、要は7月までやってしまうと、そこからセンターのほうに行く方はいいんですけど、切りのいいところで辞められる方も想定したというところで、3名の派遣調理員を見込んでおりましたが、それほど離職

者がいなかったというところで、当初は調理員確保事業として見ておりましたが、全額使うことなく減額をするということでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の158ページ、159ページをお願いいたします。

下段、18款1項4目1節社会教育費寄附金で企業版ふるさと寄附金でございいます。

歳入は以上でございいます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

210ページ、211ページをお願いいたします。

下段、10款4項1目生涯学習費で100万円の財源更正をお願いするものでございいます。

212ページ、213ページの上段にかけて掲げております。

説明は以上でございいます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　それでは、スポーツ推進課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明させていただきますので、議案書の160ペー

ジ、161ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入でございます。

右側説明欄、スポーツ推進課分、地域スポーツクラブ参加利用料でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明させていただきますので、212ページ、213ページをお願いいたします。

中段、10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は1,377万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　部活動の地域展開、地域スポーツクラブの参加料が大幅に減額、968万円から168万円という、減額しているんですけど、そもそも968万円も中学校の部活動の子供たちから年間参加料を取っているという、土・日、1日500円とかいう何か話だったんですけど、むちゃくちゃ高いんじゃないかと思うんですけど、今回大幅に減額になっている理由と、あと中学校のスポーツだけじゃなくて文化部というのはどうなっているんでしょうか。ちょっと全然私、詳しくないもんですからそれも併せてお願いしたいんですけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　まず歳入のほうの、1人1回、中学生につきましては1回の参加で500円を計上しております。

こちらのほうで、昨年度令和6年度までは委託事業といたしまして、スポーツクラブ江南のほうにお願いをしておりました。その時点で、週に1回程度やられていたわけなんですけれども、実際に令和7年度につきまして行政のほうで事務局を行うことになりまして、その時点で国が示します月に2回程度ということで回数がまず減ったということになります。

当初見込んでいた生徒数の参加につきましては、運動部活動だけでいいますと大体1,300人ぐらい今実際に部活動に参加しておりまして、その半分ぐらいはしていただけるんじゃないかということで見込んでおりましたが、

実際は今現在300人程度の参加になっております。そうしたことから当初見込んでいた予算額よりも減額したという経緯になります。

もう一点、文化部につきましては、こちらのほうはまだ実際には何も行っておりませんが、今現在、運動部活動につきまして推進委員会を立ち上げております。そちらの推進委員会の役員に文化部の代表も加わっていただく予定で今ございますので、文化部は令和8年度から正式にどのように動いていくかということを検討してまいる予定でございます。

○掛布委員　いいんですけどって、よくないんですけど、1日500円、それこそ本当に見込みの半分も、1,300人見込んだのが300人という原因はやはりその利用料というか参加料が高くて負担になっている、あるいは移動が大変、そういうことなんではなかね、やっぱり厳しいね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　すみません、今現在、令和7年度につきましては土・日の休日のみですね、こちらのほうで月に2回ということで1回3時間程度で行っております。

こちらのほうは国の地域スポーツクラブのガイドラインにのっとって行政のほう、今うちのほうは動いているわけなんですけれども、実際にはまだ平日もしくは休日の学校部活動が併用してやっております。ということで、当初見込んでいた、その学校部活動を今休日でやっている生徒たちも見えますので、そちらのほうを、学校部活動で参加されている方は地域クラブのほうには参加していないという状況になりますので、その面で参加人数はまだ少ない状態でございます。

○大藪委員　1点だけ。大したことじゃないですけど、さっき令和8年度からの文化部のことって話をしたんですけど、文化系のクラブについて、部活動についてもスポーツ推進課でやられるの、所管は。どうなの。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　まだ文化系につきましては、どのように進めていくかということは、まだ正式には決定しておりません。ですけれども、当然生徒たちが見えますので、文化系の推進委員に入っていた方たちとこれから今後、令和8年度に協議を進めてまいった中でどちらで担当するのか、例えば生涯学習課で担当するのか、スポーツ推進課でまとめて担当するのかということも協議してまいりたいと思いますので、よろ

しく願います。

○大薮委員　いずれにしましても、何かいろいろ補助教員みたいな方の意見を聞きますと、随分何か運動系に比べると文化系のほうがやっぱり指導する人があまりにも少ないという、何か、というのがあるので、ちょっとその辺をしっかりと令和8年度から精査していただいて、どこがやられるかは分らないですけど、大変な業務になると思いますので、ひとつその辺はよろしく願います。要望で終わります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　私から1点。同じ213ページ、スポーツセンター・武道館維持運営事業なんですけれども、トレーニング室等管理委託料は678万3,000円下がっているんですけど、この理由とかあれば願います。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　すみません、こちらのほうは3年間の長期継続契約となっております、こちらのほうは令和7年2月の時点で指名競争入札で、7者の指名競争入札を行った結果、不用となる金額を減額したものでございます。

○委員長　ありがとうございます。以上です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時49分　休　憩

午前11時49分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午後 1 時08分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第29号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第29号につきまして御説明いたします。

議案書の221ページをお願いいたします。

令和8年議案第29号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

222ページから225ページにかけて、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

226ページ、227ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

最上段の1款1項1目は国民健康保険税、その下、4款1項1目は利子及び配当金、その下、5款1項1目は一般会計繰入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

228ページ、229ページをお願いいたします。

上段の2款1項1目とその下、2款2項1目、はねていただきまして2款3項1目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、保険基盤安定繰入金など特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正でございます。

その下、4款1項1目基金積立金で、補正予算額は1万4,000円でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 10 分 休 憩

午後 1 時 10 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 29 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号 令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

○委員長 続いて、議案第 31 号 令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第 31 号について御説明申し上げますので議案書の 243 ページをお願いいたします。

令和 8 年議案第 31 号 令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）でございます。

244 ページから 247 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げてございます。

248 ページ、249 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最上段の 2 款 2 項 3 目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金、その下、4 款 3 項 2 目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金、その下、6 款 1 項 3 目地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金、その

下、2項1目基金繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、250ページ、251ページの上段をお願いいたします。

4款3項2目包括的支援事業・任意事業費（地域福祉）で、補正予算額は203万5,000円でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　お尋ねしたいんですけれども、251ページの後見人報酬助成費の増額なんですけど、本会議場で議案質疑が詳しくありましたので、内容は理解したんですけれども、いわゆる後見人が必要な方というのは自らそうだなという判断ができない方だと思われるわけで、こういった対象者というのはどうやって、どこが把握をして後見人をつけるようなふうにしていくとか援助をされる仕組みになっているのかを教えていただければと思います。

○地域ふくし課長　後見人の申立てにつきましてはよくあるのが病院、入院施設ですね、入院の相談員の方並びに施設入所した折の施設入所の職員、そういった方々から、認知能力、判断能力が欠けているという段階の中で、要請という形でこちらのほうに要請がされるものでございます。

○委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時13分　休　憩

午後1時13分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 債務負担行為のうち

国民健康保険税通知書等作成委託料

第4条 地方債のうち

(仮称)多世代交流プラザ整備事業

学習等供用施設改修事業

保育施設整備事業

保育施設改修事業

保育施設空調設備改修事業

災害援護資金貸付事業

情報教育推進事業(小学校)

学校施設改修事業(小学校)

情報教育推進事業(中学校)

学校施設改修事業(中学校)

○委員長 続いて、議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第3条 債務負担行為のうち、国民健康保険税通知書等作成委託料、第4条 地方債のうち、(仮称)多世代交流プラザ整備事業、学習等供用施設改修事業、保育施設整備事業、保育施設改修事業、保育施設空調設備改修事業、災害援護資金貸付事業、情報教育推進事業(小学校)、学校施設改修

事業（小学校）、情報教育推進事業（中学校）、学校施設改修事業（中学校）を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○地域ふくし課長　それでは、議案第34号　令和8年度江南市一般会計予算のうち、地域ふくし課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費負担金の老人ホーム措置費負担金でございます。

はねていただきまして、28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、地域ふくし課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）、以下2項目でございます。

少し進んでいただきまして、38ページ、39ページをお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の生活困窮者住居確保給付費負担金でございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。

2項2目1節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の地域生活支援事業費補助金、以下2項目でございます。

少し進んでいただきまして、44ページ、45ページの最下段をお願いいたします。

4項2目1節社会福祉費交付金のうち、地域ふくし課所管の重層的支援体制整備事業交付金でございます。

少し進んでいただきまして、48ページ、49ページの中段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の民生委員活動費等負担金でございます。

はねていただきまして、51ページの中段をお願いいたします。

4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金、以下2項目でございます。

次に、同じページの最下段、2項2目1節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の老人クラブ助成費補助金、以下4項目でございます。

少し進んでいただきまして、55ページの中段をお願いいたします。

3節災害救助費補助金の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

少し進んでいただきまして、60ページ、61ページの中段をお願いいたします。

4項1目1節社会福祉費交付金のうち、地域ふくし課所管の重層的支援体制整備事業交付金でございます。

少し進んでいただきまして、66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、地域ふくし課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次にその下、2項1目1節特別会計繰入金のうち、地域ふくし課所管の介護保険特別会計繰入金でございます。

少し進んでいただきまして、70ページ、71ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、地域ふくし課所管の電気使用料実費徴収金、以下3項目でございます。

少し進んでいただきまして、74ページ、75ページの下段をお願いいたします。

22款1項2目1節社会福祉債のうち、地域ふくし課所管の（仮称）多世代交流プラザ整備事業債でございます。

次に、同じページの3節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、176ページ、177ページをお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費の備考欄、人件費等から189ページの中段やや下

の民生委員推薦会事業まででございます。

少し進んでいただきまして、252ページ、253ページの中段をお願いいたします。

3款4項1目被災者支援費の備考欄、災害援護事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけお願いしたいと思います。187ページの上段、敬老事業とあるんですけれども、その中で記念品の金額が125万3,000円出ているんですけれども、昨年度は163万8,000円ということで金額が減額になっているんですね。これはどういったものを送られるのか、その辺りを1点だけお聞きしたいと思います。

○地域ふくし課長 令和7年度につきましては、今年度ですが75歳の到達者に対して、そのお祝いとして洋菓子の詰め合わせを1,320セット送付させていただいております。来年度は、住民基本台帳で75歳到達者に関しては1,197人というところで試算をしております、その内容につきましては、今まで洋菓子の詰め合わせなど過去にもそうめんとかを送った経緯があるんですが、1セット当たりの予算単価が約1,026円に對しまして、配送料が半分程度かかるというところから令和8年度から少しお祝い品の内容を改めたいと考えておまして、その内容としましては、昨年度この委員会においても要望をいただいております公共浴場の利用補助事業というのが廃止になりました。その代わりとして、一環としましてすいとぴあ江南の入浴補助券というのを、市の負担2枚と、社会福祉協議会も同様にこの75歳の到達に関してはお祝い品を送付しているという経緯がございますので社会福祉協議会負担分1枚、計3枚という形で75歳到達の方々の御利用のために送らせていただきたいなというふうに、そのように考えてございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 今の続きなんですけど、その下に敬老事業の2つ目に特別敬老

事業というのもあって、これも100歳到達者の記念品が金額として削られているんですけど、削った要因というか、どのような部分を削られたのかなどいうのをお聞きしたいと思います。

○地域ふくし課長　特別敬老事業につきましては、100歳到達というところで、今までは3万円をお祝いとしてお渡しをしておりましたが、来年度からは2万円に減額というところで、1万円の減額とさせていただいております。その理由といたしましては、事業見直しというところもありまして、そのほか近隣市町の状況を確認しましたところ、一宮市、犬山市、岩倉市、大口町、この近隣というところがお祝い金を2万円にしているというところの経緯もございまして、近隣市町と均衡を合わせるような形で2万円とさせていただいたものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　177ページの最下段に重層的支援体制整備事業の中に生活支援体制整備事業というのもあって、またその次の179ページのところにも一番上段に参加支援事業、これも重層的支援体制整備事業の中なんですけど、ほかの重層的支援体制整備事業、包括支援センターもそうですけれども、地域ふくし課で持っていないなくてもほかの課のところに入っている、ほかの課で予算を持っている重層的支援体制整備事業というのがあるということなんでしょうか。

何かすごく複雑で、どういった枠組みになっているか全然分からないんですけど、分かりやすく説明していただけたらと思います。

○地域ふくし課長　重層的支援体制整備事業は、福祉分野全分野にまたがるような事業になりますので地域ふくし課だけではなくて、ふくし部、健康こども部が所管する事業についてもその事業というのが所在する形になります。

地域ふくし課が所管する部分に関しましての重層的支援体制整備事業の交付金の対象となるのは、177ページの中段、地域福祉活動推進事業の一部と委員が先ほど言われましたその下、生活支援体制整備事業で、これはもともとは介護保険特別会計のほうで事業を行っておりましたが、重層的支援体制整備事業交付金は一般会計で一括で受け入れて管理、運営をしていく、運用していくという決まり事がございますので、特別会計から一般会計に移した

ものでございます。

はねていただきまして、179ページの新規事業として参加支援事業、その下、これも介護保険特別会計で実施しておりました包括的支援事業、その下、基幹相談事業の部分の委託料、障害福祉相談支援事業委託料、その下、生活困窮者自立相談支援事業、もう一つはねていただきまして、新規事業となりますが継続的相談支援事業というのが地域ふくし課所管の重層的支援体制整備事業交付金の対象になり得る事業となります。

このほか課でいくと、先ほどの繰り返しになりますが、ふくし部のふくし支援課、あとは介護保険課、あと健康こども部でいきますと、健康づくり課と子育て支援課が対象になってきます。

○掛布委員 一つ一つお聞きしたいんですけどそれはやめておきまして、財源の持っていき方なんですけど、いわゆる介護保険特別会計でやっていたのを財源ごと一般会計のほうに移して一般会計の予算として事業をやっていくということなんですけど、例えば177ページの一番下にあります生活支援体制整備事業で、特定財源として国・県、そしてその他財源は介護保険特別会計繰入金とあるんですけど、繰入金の中には介護保険料というのがどっさり入っていると思われるんですけど、いわゆる国・県の交付金というのは一旦介護保険特別会計に入って、それからもう一回一般会計に来るのか、国・県は最初から一般会計のほうに来ているのか、ちょっとその辺のところを教えてください。

○地域ふくし課長 この交付金については全てまず一般会計で受け入れるというのが前提です。

先ほど言われた保険料、23%の介護保険料があるんですが、それに関しては特別会計のほうから一般会計のほうに繰り入れるという流れになります。

○掛布委員 何か子ども・子育て支援金と同じように税金の二重取りみたいなような気もしないではないんですけど、本来一般会計で最初からやればいいのに介護保険料をミックスして財源にして、それで事業をやっているという感じですよ、これ。

○地域ふくし課長 そもそも、この生活支援体制整備事業というのは高齢者の居場所づくりというところの事業でして、介護保険事業の中でやっていた

ものになりますので、国・県という、特定財源というところが今までは介護保険特別会計で受けていたものを一般会計で受け入れると、当然のごとく特別会計でやっていたときには保険料が23%という部分は充てられておりましたので、その介護保険特別会計で充てられていたものを今回は一般会計のほうに繰り入れて充てるという流れですので、財源の使い方としては会計が変わっただけで変わりはないというふうに思っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて介護保険課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長　介護保険課所管の当初予算について御説明申し上げますので、一般会計予算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の14款2項2目1節社会福祉手数料の事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、介護保険課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

下段の15款4項2目1節社会福祉費交付金のうち、介護保険課所管の重層的支援体制整備事業交付金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

中段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、介護保険課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、介護保険課所管の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金はじめ2件でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、188ページ、189ページ

をお願いいたします。

下段の3款1項2目介護保険費でございます。

人件費等から192ページ、193ページ上段の介護人材確保等対策事業まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いいたします。191ページの中段、生活支援体制整備事業の中の生活支援サポーター養成研修事業なんですけれども、これはどういった方が対象になってきて、どんなような内容で研修を受けられるのか、また受けられた方がどういった形で地域で活躍できるのかということで、この2点をお尋ねします。

○介護保険課長　生活支援サポーター養成研修は、訪問介護事業所で働きたい方、または生活支援の知識を習得したい方を対象に、不足している介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスA事業所に従事する職員を育成することなどを目的とした研修です。2日間の研修日程で、介護保険制度の概要や高齢者の病気、栄養などの基礎知識について座学及び介護事業所との交流会などをカリキュラムにしております。今後、訪問型サービスA事業所の職員になられることをはじめ、訪問型サービスBなど様々な介護分野において担い手となられることを期待しているところでございます。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　191ページの最下段の介護保険等事業計画策定事業ですけれども、事業見直しの中で、これまでプロポーザル方式で業者を選定していたのを指名競争入札に変更して大幅に経費削減というふうに書いてあって、実際見ると本当に随分経費が下がっているように思います。今まではプロポーザルでやっていて、なぜ指名競争入札に変えたのか。なぜプロポーザルで延々とやってたのかなというのを改めて、早くもっと指名競争入札にすればよかったのになと思った次第なんですけど、プロポーザルでそもそもやっていた理由というのは何だったんでしょうか。

○介護保険課長　　プロポーザルでの業者の選定につきましては、その当時、いろいろな介護保険制度の変更点とか、あと提案というものを期待してプロポーザルの方法で選定を行うことになったというふうに、ちょっと記憶ではございますがそのように思っております。

今回指名競争入札になりましたのは、やはり経費の件でいろいろな意見もいただいた中で、3年に1回ということで大きな変更がないのではないかとというようなそういった御意見もあった中で、介護保険制度もいろいろ変わりますのでそういった提案をできることを期待してプロポーザルの継続も、いろいろ考えたんですが、やはり経費という点で今回は指名競争入札という形になったと考えております。

ただ、今回指名競争入札で落ちたところにつきましては、今のところ今週末までアンケート調査の実施をしておりますけれども、十分に市のほうとも連携を取って業務を進めている状態ですので特に大きな、指名競争入札に変わったことによって何か支障が出ているということではございません。

○掛布委員　　同じ続きなんですけれども、介護保険事業計画と高齢者福祉計画とさらに認知症施策推進計画も併せて策定するというふうに今回なっていて、策定の前に取る、今アンケートって言われたんですけど、アンケートの中に最初から認知症施策推進計画を一緒に入れ込むよという前提でアンケート項目とかは入れてやられていたんでしょうか。何もかも1つの計画の中に突っ込んでいっても何か盛りだくさんになるだけで、実際、十分にそしゃくできないような計画になるような気もしているんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○介護保険課長　　今回のアンケートにつきましては、以前同様に介護保険事業計画と高齢者福祉計画の部分についてアンケートを取らせていただいています。その中に、以前から認知症に関する項目もございましたのでそちらは継続しております。ただ、改めて認知症施策推進計画を策定するに当たりまして、アンケートではないいろんな手法がございますので、直接認知症の方やその家族の方がいるような場でお話を聞くなどそういった形で意見のほうは聞くということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 201ページの障害者計画策定事業についてなんですけれども…
…。違ったか。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○長尾委員 次か、ごめんなさい、申し訳ございません。なかったことにしてください。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてふくし支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管分につきまして、該当箇所の説明を申し上げます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、ふくし支援課所管は心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）ほか1項目でございます。

少し飛んで38ページ、39ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、ふくし支援課所管は特別障害者手当等給付費負担金ほか3項目でございます。

次に、同じページの下段から41ページにかけまして、3節生活保護費負担金で、ふくし支援課所管の生活保護医療扶助費負担金ほか7項目でございます。

次に、41ページの中段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金で、ふくし支援課所管は地域生活支援事業費補助金でございます。

次に、42ページ、43ページの上段をお願いいたします。

3節生活保護費補助金で、ふくし支援課所管の生活保護費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款 3項 2目 1節社会福祉費委託金で、ふくし支援課所管は特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

次にその下、2節生活保護費委託金でふくし支援課所管の支援相談員配置経費委託金でございます。

次に、同じページの最下段、4項 2目 1節社会福祉費交付金のうち、ふくし支援課所管は重層的支援体制整備事業交付金でございます。

次に、48ページ、49ページの中段やや下をお願いいたします。

16款 1項 1目 1節社会福祉費負担金のうち、ふくし支援課所管は障害者自立支援給付費負担金ほか2項目でございます。

次に、50ページ、51ページ上段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金で、ふくし支援課所管の生活保護費負担金ほか2項目でございます。

次に、同じページの下段をお願いしまして、16款 2項 2目 1節社会福祉費補助金のうち、ふくし支援課所管は1枚はねていただきまして53ページ上段、特別障害者手当等支給費補助金ほか4項目でございます。

少し飛んでいただきまして、58ページ、59ページの下段をお願いいたします。

16款 3項 2目 2節生活保護費委託金で、ふくし支援課所管のホームレス実態調査交付金でございます。

次に、60ページ、61ページの中段をお願いいたします。

16款 4項 1目 1節社会福祉費交付金で、ふくし支援課所管は重層的支援体制整備事業交付金でございます。

その2つ下、3節生活保護費交付金で、ふくし支援課所管の社会保障生計調査交付金でございます。

少し飛んで70ページ、71ページの下段をお願いいたします。

21款 5項 2目 11節雑入のうち、ふくし支援課所管は下段にございますデジタル基盤改革支援補助金ほか1項目でございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

192ページ、193ページの上段をお願いいたします。

3款 1項 3目障害者福祉費で、右側、人件費等から201ページの下段まで

でございます。

次に、少し進んでいただきまして、248ページ、249ページの上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、右側、生活保護事業から253ページ上段まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○長尾委員 先ほどは失礼しました。

ということで201ページの障害者計画策定事業なんですけど、これは去年の予算書を見ると継続費、令和8年度は220万円になっていたのが今回継続費77万7,000円に減額になったんですけど、これって外部委託か何かをやめて職員でやるように変えたからなんですか。

○ふくし支援課長 こちらは今おっしゃられたように令和7年度、令和8年度の継続費で、令和7年度に事業者を入札で決定いたしまして、令和7年度、令和8年度分の総額が令和7年度中に既に決まっておりましたので、令和8年度は決まったこの金額で改めて上げさせていただいたということです。

○委員長 ほかにありませんか。

○石原委員 248ページ、249ページの生活保護事業について教えてください。

これ令和7年度に比べて、扶助費が10億6,688万7,000円から12億2,061万6,000円か、1億5,000万円ほど多くなっていますけれども、その理由をまず教えてください。

○ふくし支援課長 生活保護。

○石原委員 保護費。

○ふくし支援課長 保護費の扶助費。

○石原委員 扶助費。

○ふくし支援課長 扶助費の増額の理由。

○石原委員 はい。

○ふくし支援課長 生活保護事業ですけれど、扶助費、多くなっているものといまして医療扶助費が大幅に増えております。受給者自体も若干でござ

ざいませうがが増えておりますが、その中で医療扶助費が大変、どんどん増えていっているというような状況です。その背景ですが、考えられることとしては受給者自体が、高齢者が非常に多いということで医療にかかる機会も多いということだろうというふうに考えております。

○石原委員　　分かりました。

今後、人数も多分これから、今の社会状況を見ますとこれから増えていくようなことが懸念されます。高齢者も当然増えていくと思えますけれども、これは、もしあれば教えてほしい、なければ要望になりますが、今後こういったことですが、少しでもフレイル予防とかそういうことも考えていて、何か対策というか、もしそういうものがあれば教えていただきたいんですけど。

○ふくし支援課長　　ふくし支援課の生活保護事業の中でフレイル対策ということは、実際にはやっていないということですが、生活保護事業の中でできることとしては決まっていることではありますけれども、医療費の増加を抑えられるようにジェネリックの医薬品を使うということでしたり、あと健康診断を受けていない方を抽出して、その方に健康診断を受けていただいて医療費の削減を少しでもできるようにということを行っています。

○石原委員　　ありがとうございます。

どうしてもこれから寿命が延びていく方が非常に多いので、かといって、生活保護が減っていけばいいんですけど増加傾向にあるということがありますので、できることがあればどんどんやっていただきたいなと思っていますのでよろしくをお願いします。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1点だけお願いいたします。201ページ、下段の在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」改修事業、これ金額が非常に、空調設備改修工事費が約1,300万円で非常に多いんですけども、これって多分経年劣化して空調設備がだんだん傷んできて故障が近くなってきたから事前に替えるということだとは思いますが、これは何年経過しているものなのか。あと当然、改修の場所で、何か所替えていくものなんですか、何か所の場所、それをちょっとお聞きしたいです。

○ふくし支援課長 在宅障害者施設「あゆみ」でございますけれど、現在の設備は平成3年度に建設がされまして、34年が経過しております。全部で7か所ございましたけれど令和6年度に1台改修をしておりますので、今回は6台ということです。部屋としましては、作業室、社会適応訓練室、和室、事務室、浴室前の廊下とホールの6台でございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 199ページなんですけれども、予算がないわけなんですけど、ないのを聞くなというふうに言われるかもしれないんですけど、事業見直しの中で前年度までありました独り暮らしの障害者の方への給食サービスと車椅子の貸与事業がなくなっているわけなんです。これまで利用されてこられた独り暮らしの障害者の給食サービス、代わりの高齢者用の給食サービスに振り替えることはできない方ではないかなとちょっと心配をするわけなんですけど、高齢者用の給食サービスは本当に高齢者でないといけませんので、この障害者用の給食サービスは本当に障害者ということになってくるとまた高齢者とは違うので、廃止してなくなってしまうサービスから排除される方への代替策というのは何か考えておられるんでしょうか。車椅子のほうもそうですけど。

○ふくし支援課長 まず給食のほうですけれど、高齢者とちょっと事情が異なっておりまして、障害者の給食サービス、例年、実際に御利用されている人数というのが3人から5人程度でございまして、非常に少ない事業です。少ないからやめていいかということではないんですけど、市全体で、これまでも事業の整理というお話が出てきた中でより効果的な事業ということに振り替えるために今回は給食サービスを廃止いたしました。代替のサービスということになりますと、全員ではございませんが障害者手帳を持っている方が対象ですので、場合によっては障害福祉サービスの中でヘルパーを利用できる方もいらっしゃいますので、そういった場合には見守りもかかないますし、食事大丈夫だというふうに認識しております。

車椅子に関しましては、障害でなくてもけがをしたりだとかしたために一時的にお借りしたいという方がこれまでこの事業を使って車椅子を御利用さ

れておりましたが、車椅子に関しては社会福祉協議会で同様に貸出しをしておりますのでそちらのほうでお願いをするということを考えております。庁内の玄関先には何台か車椅子が置いてありますが、そちらのほうは引き続き、庁内で利用する方については引き続き置いておくことには変わりはありませんので、ここでお願いしたいと思います。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　大体皆さん聞いていただいたので1個だけ。

ちょっと前から僕聞きたいと思っていて、今日ちょうど目についたのであれですけど、歳入のほうが59ページ、歳出のほうが249ページ、ホームレスのことについて聞きたいんだけど、江南市に住んで、もう三十何年になるけどホームレスは一人も見ることがなくて、これは県に調査し報告する費用という理解でいいの。

○ふくし支援課長　そのとおりでございます。

年に1回、市内を調査をするような依頼がありまして、例えば駅だとか川のほうだとか公共施設のところだとかそういうところを調査するように、大体例年1月中頃にその調査をしております。

○大藪委員　そうするとポイントを絞ってやっているのね。というのは、金額を見るとこれは江南市全体をずうっと縦断的に調査するとなるとこんな金額では絶対できないし、逆にポイント、ポイントだと何かえらい少ないなって思っちゃうし、その辺はどうなんですか。

○ふくし支援課長　調査する地点は、先ほどもちょっと申し上げましたけど川とか公園とか公共施設、駅とかそういったところを車で職員が1日かけて見てまいりますので、その分の自動車のガソリン代ということでございます。

○大藪委員　そういうことね、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課所管の該当箇所につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ3件でございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段の15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の子ども・子育て支援事業費補助金はじめ2件でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

中段、15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

中段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ4件でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

下段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、53ページ中段にございます保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金はじめ6件でございます。

その下、2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金はじめ4件でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

中段、21款4項1目1節社会福祉費受託事業収入でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

最上段、21款5項2目4節医療費付加給付徴収金でございます。

中段やや下にございます21款5項2目11節雑入のうち、下段にございます保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費はじめ2件でございます。

続きまして、歳出でございます。

200ページ、201ページをお願いいたします。

下段の3款1項4目社会保障費で201ページ、説明欄の人件費等から211ページの中段、国民年金システム改修事業まで14事業でございます。

少し飛びまして、244ページ、245ページをお願いいたします。

下段、3款2項3目医療助成費で245ページ説明欄の福祉医療費助成事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いいたします。207ページの中段です。福祉医療全国現物給付化対応事業ということで政策的事業なんですよ。この目的があるんですけども福祉医療の全国現物給付化に向けた、これの具体的な内容をちょっと教えてください。

○保険年金課長　子ども医療や障害者医療などの福祉医療の受給者証は、現在愛知県内の医療機関、薬局で使用することができまして、窓口で提示することにより自己負担分が現物給付となりまして窓口で支払う必要がございませんが、県外の医療機関、薬局では受給者証が使用できないため、一旦自己負担分を支払い、後日償還払いということになっております。

委員御質問の事業の内容でございますが、この受給者証を全国対応とするために受給者番号と公費負担番号を全国の標準のものとするようにシステム改修をしまして、その新たな番号を印字した受給者証を全受給者に作成して郵送するものになります。

○伊藤委員　よく分かりました。

その中で、全国現物給付化に向けた対応というのはいつ頃になるんでしょうか。

○保険年金課長　その受給者証が実際に使えるようになるのは令和9年4月からでございますが、実際に全国で使えるかどうかというところはまた別な手続が必要となってきまして、実際に県外の医療機関や薬局で受給者証を使用するためにはその地区の医師会、薬剤師会、歯科医師会の、市がそれぞれ個別に調整する必要がありますので実際に県外で使える具体的な日程というものは現在未定でございます。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

- 委員長　ほかに質疑はございませんか。
- 掛布委員　今の続きみたいにお聞きして申し訳ないんですけど、自治体、県単位ですけれども愛知県は県内の人は現物給付で、県外へ行くとそうならないということなんですけど、そもそも現物給付に県単位でしていないところもまだ残っていると思うんですけど、そういったことは関係なしに愛知県の人が県外、全国どこへ行っても現物給付でできるようにというそういう意味なのか、いやもう日本全国どこの県の人がどこへ行っても大丈夫というそういった受給者番号の全国一律化というか全国共通版になるのかどっちの、より広い意味で考えればいいんでしょうか。
- 保険年金課長　ちょっと先ほどの答弁と一部重なるところはあるんですけど、まず愛知県内の受給者証は愛知県内の医療機関等々でしか使えないことになっておりますけれど、県外で使おうとするにはまずは県外のそれぞれのそのこの地区の医師会等と調整を取る必要が個別にありますので、それぞれの市町村が、ここの地区は例えば多いのでこの地区の医師会等々で調整を図ってということと順番が増えていくということはあるかと思うんですけど、なので一斉に全国対応ということにはなっていないかと思えます。全国対応となる基盤ができるというだけになります。
- 掛布委員　別のところで2点お聞きします。
- 205ページの後期高齢者福祉医療費助成事業で、事業見直しの中に受給者要件を見直して減額するというようなことがあって、今でも後期高齢者の非課税世帯、寝たきりとか認知症の方とかを要件にしているんですけど、どこをどう狭めようとされておるのかなというのをまず1点と、もう一点は209ページの後期高齢者の人間ドック助成事業というのがあったんですけど、後期高齢者健康診査事業の中に、それが事業見直しで廃止をしてどこか別のところに減額して付け替えるのかな、何かそんな説明だったと思うんですけど、後期高齢者の人間ドックはどこへどのような形で入っていつているんでしょうか。
- 保険年金課長　まず1点目の後期高齢者福祉医療費助成事業の見直しについてでございますが、寝たきり認知症を受給要件とする方の施設入所の特例ということで今現在、認めているところはあるんですけど、こちらを除外

とするというを考えております。理由としましては、これは市役所全体の中の事業見直しの中で、先ほどのふくし支援課の答弁と重なるところもありますけれど、より効果的な予算の使い方というところでのこの事業を見直すことにしております。あとは、同じように寝たきり認知症を受給要件とする方の要介護3以下の方の受給認定も廃止をしようと考えております。

あと人間ドックなんですけれど、後期高齢者の人間ドックにつきましては予算書の209ページのところで中段やや下のところの、後期高齢者健康診査事業というものはもともとあったんですけれど、以前は人間ドックに対しても県からの補助金がありました。ところが廃止になったということで見直しの対象としたんですけれど、その代わり現在は、廃止になった理由としましては人間ドック、そういった健康診査よりもフレイルに対する対策のところは国のほうも重点を置くようになりまして、今回の場合ですと209ページの一番下のところにある高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というところで、こちらを新たな事業として考えておりますので、こちらのほうに予算を一部移させていただいたということになります。

○掛布委員 後のほうからいきますけど、そうするとやっぱり人間ドック助成そのものは県の補助金がなくなったとともに江南市も、どこかに移し替えるというよりはなくして全然別の事業をやる形にするって、そういうことですよね。

もう一個、さっきの後期高齢者福祉医療の対象から外すよと言ったのは、要するに、3か月以上の寝たきり認知症の人で施設入所の方は除外する、それで要介護3より軽い人は除外するという、そういうことで、じゃあ誰が残るんでしょうというか、在宅で3か月以上寝たきりとか認知症とか、いわゆる障害者医療とか独り親家庭とか、ダブる人、要介護度が3より重い人、その人が対象として残るよという意味なんですか。

○保険年金課長 答弁のほうがちよっと上手に言えなかったんですけれど、施設入所はしているんですけれど、実際に住民票上で同一世帯の方がいる状態で施設入所されている方、住所を移さずに施設入所をされている方が見えると思うんですけれど、そういった方に関しては同じ住民票上に課税の方がいる場合でも施設入所をしている場合は例外として対象としていたんですけ

れどそこを本来どおりの形にすると、住民票でもし同じ世帯に課税者がいればその方は対象にならないという、本来の形にするということでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長　それでは、令和8年度一般会計予算のうち、健康こども部こども未来課の所管いたします該当箇所について御説明申し上げます。

歳入でございます。

予算書の28、29ページ、下段をお願いいたします。

14款1項2目2節児童福祉使用料、右側説明欄、こども未来課、保育所保育料ほか6項目でございます。

次に、36、37ページをお願いいたします。

上段、14款2項2目2節児童福祉手数料、右側説明欄、こども未来課、病児保育利用手数料でございます。

次に、38、39ページの下段をお願いいたします。

中段、15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄、こども未来課、児童扶養手当支給費負担金ほか1項目でございます。

次に、40ページ、41ページの下段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、こども未来課、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金ほか5項目でございます。

次に、46、47ページの最上段をお願いいたします。

15款4項2目2節児童福祉費交付金、右側説明欄、こども未来課、子ども・子育て支援交付金ほか4項目でございます。

次に、48、49ページの下段をお願いいたします。

16款1項1目2節、児童福祉費負担金、右側説明欄、こども未来課、子どものための教育・保育給付費負担金、ほか51ページまでの3項目でございます。

次に、52、53ページの下段をお願いいたします。

16款 2項 2目 2節 児童福祉費補助金、右側説明欄、こども未来課、地域子ども・子育て支援事業費補助金、ほか55ページまでの8項目でございます。

次に、58、59ページの下段をお願いいたします。

16款 3項 2目 1節 児童福祉費委託金、右側説明欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

次に、60ページ、61ページの中段をお願いいたします。

16款 4項 1目 2節 児童福祉費交付金、右側説明欄、こども未来課の地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

次に、62、63ページの中段をお願いいたします。

17款 1項 1目 1節 土地建物貸付収入、右側説明欄、こども未来課の土地貸付収入でございます。

次に、66、67ページの中段をお願いいたします。

19款 1項 1目 1節 基金繰入金、右側説明欄、こども未来課の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、70、71ページの上段をお願いいたします。

21款 5項 2目 5節 保育園給食費徴収金、右側説明欄、通常保育徴収金ほか3項目でございます。

次に、74、75ページの上段をお願いいたします。

21款 5項 2目 11節 雑入、右側説明欄、こども未来課の一時保育利用料ほか4項目でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

22款 1項 2目 2節 児童福祉債、右側説明欄、こども未来課の保育施設整備事業債ほか3項目でございます。

続いて、歳出でございます。

大きく飛んでいただきまして、214、215ページをお願いいたします。

3款 2項 1目 こども保育費、人件費等から234、235ページ上段の母子等福祉推進事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 石原委員 ページ数、最後の234、235ページ、母子等福祉推進事業について教えてください。

これはたしか事業見直しの検討の中で廃止になったものだと思いますけれども、前の母子・父子家庭入進学及び中学卒業生記念品というのがあったと思います。その内容とこれを廃止したことで何か代わりになることをされるのかどうなのかを教えてください。

- こども未来課長 こちらの事業でございますけれども、まず対象としましては、独り親家庭の児童の方に対しまして小学校への入学、中学校への進学、中学校を卒業する方に対しましてお祝いの品を贈呈するものの予算として計上しているものでございます。今年度までにつきましては、それぞれの方に文具品などを購入し、贈呈しておりましたけれども、来年度につきましては文具品に代わり、市長からのお祝いの言葉ということで、手紙などを添えたものを贈呈するというところで行うものでございます。

- 石原委員 物としてはないということで、お手紙ということでよろしいですか。

- こども未来課長 市からのものとしては、市長からのお祝いの言葉ということになります。

あわせて、社会福祉協議会からは商品券が贈呈されまして、小学校入学の方に関しては3,000円、中学校進学の方に関しては5,000円、卒業の方に関しては5,000円を贈呈しておりまして、社会福祉協議会の方については対象者の方は把握しておりませんので、市のお祝いの手紙と合わせて商品券もお渡しするという形で事業のほうを進めているものでございます。

- 石原委員 結構です。

それは今までもやってみえたことでいいですか。

- こども未来課長 そうでございます。

- 石原委員 分かりました。ちょっと残念な感じがしますがけれども、またしっかり、市が、財政が豊かになっていけばまた始められるかなと思いますけれども、今まであったのになくなっちゃうのもちょっとかわいそうなので、また考えていただけると、と思いました。

○大藪委員　引き続き、市の財政が豊かになってという話の続きなんですけど昨今ちょっと、他市町なんかで話を聞きますと、僕のライフワークである稼ぐ江南市という言葉につながるんですが、まず江南市が子供の未来を創造するに当たってのふるさと納税の使い方を、子供に使うというようなカテゴリーを設けているかどうかというのが第1点。第2点目が、これに力を入れると意外にふるさと納税がたくさん入ってくるらしいんですよ。子供と見るだけで結構なふるさと納税が入ってくるというふうに聞いたんですが、その辺の努力はされてみえるかどうか、この2点をお願いします。

○こども未来課長　まずふるさと納税でいきますと納税者の方が、例えば子供のいうところであればその予算に対しては配分予算で後から来ることもございます。それ以外で今こども未来課で考えておりますのが、今年度、宮田東、藤里の統合園の整備を考えておりますので、そちらの事業に対してふるさと納税の活用などができたらということで今、少し検討しているところでございます。

○大藪委員　ということはそういう、今度ふるさと納税をする側の人を選択できるようなカテゴリーがされているという理解でいいですか。

○こども未来課長　まだ実際にそういったものを公表したりだとかは行っておりませんが、今年度整備ですので、もし可能であれば今年度中にそういったものをホームページなりとかで公表して、募金とか御厚意を募っていきたいかとは思っております。

○大藪委員　ぜひとも、これはいい話だと思うんで、他市町では子供とつくだけでそこにどんとふるさと納税が入ってくると聞いたことがあるので、ぜひともそこをね。子供をだしにしちゃいけないかもしれないけれども、それも今石原委員が質問をしたように、やっぱりそういったところに使えるとするならばそこを潤沢にさせていただきたいと思いますので、要望で終わります。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員　229ページをお願いします。最上段、特定乳児等通園支援事業、これも本会議とか午前中の条例でもあったんですけども、これは誰でも通園支援事業ということで施設としては、本会議でもあったんですけども t

o k o + t o k o = l a b o の 2 階 の 布 袋 ぼ っ ぽ 園 、 あ と 布 袋 駅 の 高 架 下 の 小 規 模 保 育 所 の 布 袋 駅 ぼ っ ぽ 園 み な み と き た 、 こ の 3 か 所 と い う こ と で や ら れ る と い う こ と な ん で す け れ ど も 、 そ こ で ち ょ っ と 気 に な っ た ん で す け れ ど も 、 や は り 入 所 定 員 に 満 た な い 部 分 を 活 用 す る と い う 余 裕 活 用 型 な ん で す よ ね 。 そ う す る と こ れ は 当 然 、 余 裕 の 枠 は い つ の 段 階 で 分 か る の と い う こ と で 、 例 え ば 各 月 の 余 裕 活 用 枠 と し て 活 用 で き る 、 こ の 人 数 は い つ 頃 確 定 す る ん で す か 。

○こども未来課長 4月を除きまして毎月の入園につきましては入所の受付を前々月の末までに行っておりまして、入所決定につきましては入所月の前月上旬に決定することになっております。そういったことから、今回、余裕活用型で、空き定員枠が確定しますのがそれ以降ということになりますので、入所の前月中旬頃に乳児等通園支援事業の空き枠としては公表できるものと考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 227ページの一番下にあります特定教育・保育等事業が10億円、12億円で物すごい増えているんですけど、特に18節の負担金、補助及び交付金の10億円ですよ。特に施設型給付費が8億6,438万円、これはアイグランが増えたためにアイグランの分がどーんと乗っかって増えていると思うんですけども、具体的にその施設型給付費の8億6,000万円の内訳ですよ、認定こども園2つと布袋ぼっぽ園とアイグランかな、それぞれ幾らずつになっているのか。

そして、その下の地域型保育給付費、これは小規模保育園の布袋駅ぼっぽ園きたとみなみだと思うんですけど幾らずつか、まずそこを教えていただけたらと思います。

○こども未来課長 まずは施設型給付費の増なんですけれども、今委員おっしゃられますように4月から始まります私立の保育園、アイグランが222人の定員で開所をしますので、そちらに対する給付費として、今予算額としては2億4,000万円を予定しております。

それ以外についてなんですけれども、江南市外にあります平安幼稚園、あ

と西成幼稚園につきましても、現在の私学助成をいただく幼稚園型から、令和8年度からは新制度の幼稚園型に移行するというお話を聞いております。そういったところに、江南市のお子様が御利用されている場合につきましては市のほうで給付費を支払う必要がございますのでそういった部分も、概算ですけれども平安幼稚園についても1億円近くの増額が出てくるということですので今予算計上しているところになります。

細かくほかのも……。

○掛布委員 認定こども園2つ、みどりの風幼稚園とグレイスも入っているんですか。

○こども未来課長 入っています。

電卓をたたこうかと……。

〔「計算します」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩、これ終わったら」と呼ぶ者あり〕

○委員長 掛布委員への答弁を聞いたら休憩を取ります。

〔「質問はもうないでしょう」と呼ぶ者あり〕

〔「45分まで休憩で」と呼ぶ者あり〕

〔「これで終わりだよ、まだあるの」と呼ぶ者あり〕

○委員長 こども未来課はまだありそうです。

〔「それなら取りあえずここで休憩だ」と呼ぶ者あり〕

○こども未来課長 じゃあ、後からでもいいですか。

○委員長 では、議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後2時25分 休 憩

午後2時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康こども部長兼こども家庭センター長 先ほどの掛布委員の御質問につきまして、まず最初に施設型給付費の補助内訳につきまして御答弁させていただきますのでお願いいたします。

○こども未来課長 大変失礼いたしました。お時間をいただきありがとうございます。

施設型給付費の内訳、概算ですけれども申し上げます。

まずグレイスに約2億円、アイグランに2億4,000万円、みどりの風幼稚園に1億8,000万円、布袋ぽっぽ園に6,500万円、栽松幼稚園に8,000万円、あと新たに来年度から新制度の幼稚園に入ります平安幼稚園に約1億円ということとなっております。

○掛布委員 ありがとうございます。

ほとんど国・県の交付金で賄われる給付費で、市の財源がそのうちの約4分の1という、そういう理解でいいと思うんですけども、地域型保育給付費の1億円は小規模保育園布袋駅ぽっぽ園きたとみなみでよかったですでしょうか。

○こども未来課長 そのとおりでございます。

○掛布委員 それともう一点ですけど、その下の、令和7年度までなかった保育施設運営費等補助金3,920万円というのが今回いきなり入ってきているんですけども、これはアイグランが開園したことによるアイグランへの運営費の補助、あるいは事業費の補助かと思うんですけども、それ以外もあるような感じなので詳しい内訳、一覧表があれば出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○こども未来課長 資料に基づいて御説明させていただけたらと思います。

○委員長 では、配付をお願いいたします。

[資料配付]

○こども未来課長 資料に基づいて、金額のほうは口頭で申し上げさせていただけたらと思います。

まずこの表の補助メニューの一番上にあります運営費補助につきましては単市の補助になりまして、対象としてはアイグランにお支払いするものとして、予算としては124万4,000円を予定しております。

次の事業費補助の、延長保育と一時預かりは少し飛ばさせていただきましてその下の1歳児保育実施事業につきましては、アイグラン、布袋ぽっぽ園、グレイス、みどりの風幼稚園を対象としておりまして、予算額としては633万6,000円でございます。

その下の保育士配置改善事業につきましては、アイグランとグレイスを予定しておりまして873万円の予算額を予定しております。

その下、保育体制強化事業費補助につきましては、アイグラン、布袋ぼっぼ園、グレイス、みどりの風幼稚園、布袋駅ぼっぼ園きたとみなみが対象で、予算額としては804万円を計上しております。

その下、保育士宿舍借り上げ支援事業費補助につきましては、アイグラン、布袋ぼっぼ園、グレイス、みどりの風幼稚園、布袋駅ぼっぼ園きたとみなみが対象で、予算額としては1,485万円を予定しております。

なお、先ほど少し、後ほどと申し上げました延長保育、一時預かりにつきましては予算書の229ページを御覧いただけたらと思います。229ページの上段でございます特定子ども・子育て支援等事業の中の委託料に掲げてございます延長保育事業委託料と一時預かり事業委託料の分でございます。延長保育につきましては、対象としてはアイグラン、布袋ぼっぼ園、グレイス、みどりの風幼稚園、布袋駅ぼっぼ園きたとみなみで、予算額としては623万円でございます。

あと、その下の一時預かり事業につきましてはアイグランを対象としておりまして、予算額は815万6,000円を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

- 掛布委員　　今までなかったものがいきなりアイグランが、創業じゃないですけど始められて、急にどっと補助金が出てきて本当にちょっとびっくりなんですけど、この補助金合計3,920万円のうち、国・県の補助金制度を使うものもありますので全部市が、丸っと市の一般財源で出すものではないんですけれども、このうち市の負担分というのはどれぐらい、大ざっぱでいいですけども何分の1ぐらいになるんでしょうか。
- こども未来課長　　まず今回227ページにあります保育施設運営費等補助金3,920万円に対しまして、国の補助としては約1,000万円、県の補助としては約1,350万円ということになっております。
- 掛布委員　　本当に急に出てきて、予算だけで、今お聞きしてやっと分かったんですけども、いわゆる補助金を支出するに当たって補助金の交付要綱とかそんなものは、つくられた上での予算の支出なんでしょうか、これは。
- こども未来課長　　4月からの補助でございますので今月中に補助金要綱の作成を、今進めているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 それでは、子育て支援課の所管について該当箇所を御説明させていただきます。

初めに、歳入についてでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

最下段、14款2項7目1節教育総務手数料、右側説明欄、子育て支援課、放課後児童健全育成手数料でございます。

1枚はねていただきまして、38、39ページをお願いいたします。

2段目、15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄、子育て支援課、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

1枚はねていただきまして、40ページ、41ページをお願いいたします。

最下段、15款2項2目2節児童福祉費補助金、右側説明欄、子育て支援課、児童虐待対策等総合支援事業費補助金ほか1件でございます。

次は3枚はねていただきまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

最上段、15款4項2目2節児童福祉費交付金、右側説明欄、子育て支援課、子ども・子育て支援交付金ほか1件でございます。

1枚はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

上から3段目、15款4項6目1節教育総務費交付金、右側説明欄、子育て支援課、子ども・子育て支援交付金でございます。

1枚はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

最上段、16款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄、子育て支援課、児童委員活動費負担金ほか1件でございます。

次は2枚はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

上段、16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち右側説明欄、子育て支援課、地域子ども・子育て支援事業費補助金ほか1件でございます。

2枚はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

最上段、16款2項7目1節教育総務費補助金、右側説明欄、子育て支援課、放課後子ども教室推進事業費補助金ほか1件でございます。

1枚はねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段、16款4項1目2節児童福祉費交付金、右側説明欄、子育て支援課、重層的支援体制整備事業交付金でございます。

2枚はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、右側説明欄、子育て支援課交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

1枚はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち右側説明欄、子育て支援課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

少しはねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

上段、21款5項2目11節雑入のうち右側説明欄、子育て支援課、子育て短期支援利用料でございます。

続いて、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、234ページ、235ページをお願いいたします。

下段、3款2項2目子育て支援費、右側説明欄、人件費等から少しはねていただきまして244ページ、245ページ中段やや下、子ども会活動助成事業までと、また大きくはねていただきまして今度は402ページ、403ページをお願いいたします。下段、10款1項3目放課後児童費、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）から、2枚はねていただきまして406ページ、407ページ最後の放課後子ども教室ICT推進事業まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いいたします。

245ページの児童館活動事業、12節の委託料なんですけれどもこれは非常に、約2,000万円という委託料が計上されていますけれども、これは令和8年度開館予定のウイステリアプラザ3階の新しい児童館の運営委託料だと思います。

いますけれども、この内訳を少し教えてほしいと思います。

- 子育て支援課長 こちらのほうは委員おっしゃるとおり、今度ウイステリアプラザの3階に開館予定の新児童館の運営委託費なのですが、これについては、令和8年7月から3月末までの新児童館の委託料ということになります。

内訳については、やはりほとんどは人件費でございまして、あとはもちろん、開館でございまして備品購入費とかそういったものも多く含まれておる状況でございまして。

- 委員長 ほかにございせんか。

- 子育て支援課長 恐れ入ります。今の備品購入費は間違いでございました。答弁を訂正させていただきます。こちらのほうは開館準備事業のほうに載っておりますので失礼いたしました。245ページの児童館活動事業の1つ上、児童館（（仮称）多世代交流プラザ）開館準備事業のほうに備品購入費で載っておりますので、この委託料の中には入っておりません。すみませんでした。

- 委員長 ほかに。

- 掛布委員 403ページの放課後児童健全育成の事業の中の会計年度任用職員ですけれども、この予算に入っているのは支援員、補助員、それぞれ何人分ずつなのかということと、それから令和8年度のそれぞれの時給は幾らで、計算になっているかということと、あと405ページに人材派遣手数料があるんですけれども、この人材派遣の方のいわゆる市が派遣業者に払う手数料というか、その手数料で計算すると時給で幾らになる補助員ということになるのか、それでこれは補助員として何人工を、派遣を求めるものなのかということのを教えてください。

- 子育て支援課長 では、分かるものから1つずつお伝えさせていただきたいと思うんですけれども、まず支援員と補助員の時給のほうなんですけれども、支援員のほうの時給が1,480円でございます。そして、補助員のほうは1,330円でございます。

あと、人材派遣のほうの時給でございましてけれども、こちらのほうは補助員として今回お願いする形を取っておりますので、計算しますと2,409円でございます。そして、人工で申し上げますと、人材派遣の方は令和7年度の

予算と同様、通年で5人工、夏休みで15人工ということで計上させていただいておるところでございます。

そして、現在の令和8年度予算の会計年度任用職員のトータル何人かというのはちょっと今、計算して出てこないものですから後で御報告させていただければと思います。

○委員長　ほかに。

○掛布委員　学童保育所の中にある図書が非常に傷んでいてお粗末だとか、全然足りないというようなことを支援員からお聞きをして、何とかしてほしいということなんですけど、学童保育所に配備する子供たちの本というのは403ページの需用費にある参考図書の4,000円だけですか、全然違う。

○子育て支援課長　申し上げます。学童保育所で購入する本とかも含めてなんですけど、こちらの予算の中としてはいわゆる、403ページの下から4番目、消耗品費の中から実際は支出しております。この参考図書というのはどちらかという支援員が勉強するための図書とかそういったものでございますので4,000円ではないということです。

それで毎年、年度末というか中頃、各学童保育所にどういった本が欲しいかとかそういったものはアンケートとかを取りまして、予算の範囲内ではございますけれども入れ替えております。そして、古いものというのはどちらかという子供にとって人気のあるものだったりとか、支援員も数はできるだけそろえたいものですからあまり捨てないというのもちょっとあるところも多少ありますけど、ぼろぼろになっているのがあるのは確かでございますので、適宜みっともなくなないようにものに入れ替えていきたいと考えております。

○大藪委員　お願いします。

405ページ中段やや下、使用料及び賃借料というところの一番下、メール配信システム使用料とそれからあとクラウド利用料の額が結構ありますが、これはあれなんですか。特化したものなのか、別にもう皆さん、ほかの課とのシェアではなくてここ専用で使われているものなのか。

実際に、このクラウド利用料がかなりの額だと思うんですけども、どういったものに利用しているのかを詳しく教えてください。

- 子育て支援課長　こちらのクラウド利用料というものの説明でございますけれども、これは学童保育の手数料を管理するシステムがクラウドにあるタイプでございます、その使用料なのでどうしても高くついているというのが理由でございます。
- 大藪委員　もう一個。
- 子育て支援課長　失礼いたしました。メール配信のほうは、きずなネットというものが今、導入しております、学童保育所の出席、欠席とかそういったもののシステムの利用料ということになります。
- 大藪委員　分かりました。
- 片山委員　学童保育の、基本的に民間委託という話もいろいろとあってそっちの方向でも検討というのを何度もこちらから聞いているんですけども、今回の予算にはどこにもそれが含まれていないような気がするんですが、その点はどうか。
- 子育て支援課長　一般質問でも何度かお問合せをいただきまして御回答もさせていただいているんですけども、学童保育の待機児童解消のためには、今ある施設を有効的に活用するためには民間委託も一つの方法かなとは考えておりますけれども、実際の今現在の手数料の収入、あと、かかっている経費とかを考えますと江南市の予算の状況として多額な金額がかかると、ただ、将来的にはどうしても入れていかないと解決はしないだろうということで、現在調整中でございます。
- 片山委員　分かりました。補正で出てくる可能性もあるかもしれないということですかね。結構です。これ以上は多分答弁できないと思うので。
- 委員長　掛布委員への回答をお願いします。
- 子育て支援課長　すみません、答弁が遅れまして、掛布委員からお問合せいただいております予算の計上上の支援員と補助員の人工のことでございます。これはいわゆる、現在ある学童保育所を運営するために必要な、今申し上げた人工で計算をしておりますのでそれを申し上げます。こちらのほうは35人工、これが資格を持った方、そして補助員の方は13人工でございます。ですけど、これは人工でございますので、人数ではありませんのでそのところだけちょっと計算のほうが難しいですけどもそういった答弁でよろ

しければ。

○委員長 よろしいでしょうか、掛布委員。

では、ほかに質疑は。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きましたようですので、続いて健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和8年度江南市一般会計予算のうち、健康づくり課の所管を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の28、29ページ、最上段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設使用料以下4項目でございます。

次に、36、37ページ上段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入以下5項目でございます。

次に、40、41ページ上段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金以下2項目でございます。

次に、42、43ページ上段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の母子保健衛生費国庫補助金以下4項目でございます。

次に、46、47ページ中段をお願いいたします。

15款4項3目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金以下3項目でございます。

次に、50、51ページをお願いいたします。

中段の16款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、54、55ページをお願いいたします。

中段の16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の

健康増進事業費補助金以下7項目でございます。

次に、少し飛びますが、60、61ページをお願いいたします。

下段の16款4項2目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の重層的支援体制整備事業交付金でございます。

次に、62、63ページをお願いいたします。

中段の17款1項1目1節土地建物貸付収入の説明欄、健康づくり課所管の土地貸付収入でございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

上段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

少し飛びますが、70、71ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費以下6項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

124、125ページをお願いいたします。

上段の2款1項7目布袋駅東複合公共施設費でございます。

125ページの説明欄、布袋駅東複合公共施設維持運営事業の8節旅費から17節備品購入費でございます。

少し飛びますが、254、255ページをお願いいたします。

中段の4款1項1目健康づくり費でございます。

255ページ説明欄の人件費等から275ページ中段の骨髄提供者等支援事業までの18事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いいたします。

265ページの下段、母子保健事業の中の生後9か月児健康相談の導入ということがあるんですけども、この目的と実施方法だけ教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 生後9か月頃は運動、精神の発達のチェックに適した時期でございます。この時期に健康相談事業を導入し、子供の成長、発達を確認して、子供の異常の早期発見や育児に関する指導を行い、親の育児不安の軽減を図ることを目的としております。実施に当たりましては生後9か月を迎える月に個別通知を行い、保健師による問診と身体計測、管理栄養士などの各専門職による個別相談などを年24回、保健センターのほうで実施する予定となっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○大藪委員 1個だけ教えていただきたいんですが、歳入の部分です。歳入の、ページ数が43ページ、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、これはどういうふうに使われるものか教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金ですけども、乳がん、子宮がんの個別受診勧奨、また再勧奨に係る経費、郵送代が受診勧奨といったところで県補助メニューになっていますので、そちらを有効活用して受診率を上げていこうというものになります。

○大藪委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

○掛布委員 257ページの健康管理事業のがん検診等健康診査の関係の委託料、自己負担の関係なんですけれども、事業見直しの中ではがん検診の自己負担金等の見直しで結構大きな額、2,900万円でしたか、間違っていたらごめんなさい、何か削減というような削減額がついていて、えー、そんなに自己負担が増えたら大変だなと思ったわけなんですけど、よくよく見ると自己負担、実費徴収金は上がっていることは上がっているんですけどそんなには増えていなくて、逆に委託料が、個別健（検）診受診対象者の人数を減らしたせいなのか分からないんですけども、委託料の額を大きく減らしているための減額のような内容になっているかなと思ったんですけど、このがん検診の事業見直しでいう内容をもうちょっと説明していただきたいなと思いま

す。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、市の事業見直しの対象と、がん検診がなりました。そういった中で、まず自己負担金の見直しについては従来は委託料の2割程度というような形で自己負担金の設定をしまいましたが、令和8年度につきましては3割程度といったような形で見直しをしております。

そのほか、個別健（検）診の実際の負担の割合ですけれども、胃がんのバリウムのほうが3,000円を3,800円、胃内視鏡が3,000円を3,800円、それから子宮がん検診が1,600円を2,000円、肺がん検診が1,000円を1,500円、乳がんのマンモグラフィー1,600円を2,000円、乳がんの超音波1,200円を1,700円に、大腸がん検診600円を1,000円に、前立腺がん検診が1,100円を1,700円に、3割程度に上げるような見直しをいたしております。

そういった中で、個別がん検診の受診の状況を踏まえまして令和7年度当初予算から、令和8年度予算につきましては2,000人程度受診の枠を減らしております。令和7年度の当初予算では、がん検診1万7,980人を予定しておりましたが、令和8年1月末現在の実績が1万5,937人というような形で2,000人程度予算から少ないという状況になっております。そうした中で、令和8年度予算につきましては、受診の枠を1万6,241人というようなあまり余裕のないような設定をしておりますので、受診勧奨を進めていく中で、もし枠が少なくなるというような状況になりましたら、また補正予算のほうで受診できるようなところを検討してまいりたいと考えております。

○掛布委員　以前から江南市のがん検診の受診率が近隣と比べて低いよという、その原因が検診が可能な期間がちょっと短いのもう少し長い、それこそ数か月じゃなくてもっと長い、半年とか長い期間の検診期間にすることでもう少し受診率が上がるんじゃないのとか、これまで委託料の2割程度というのは近隣に比べてさほど高いわけではなく平均的な値だったわけなんですけど、今回3割に自己負担額を上げることでせっきく受診率を高めようというのに水をかけるというか、そういうおそれがあるんじゃないかなと心配はするんですけど、どんなものでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　受診率の増加についての対策になり

ますけれども、より効果的な方法でやっていくという形で、先ほど説明をさせていただいた新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金を使って受診勧奨を進めながら受診率を上げていくということで現在は考えております。そうした中で、市民の受診機会を拡充したことによる明確な受診率の上昇といった効果が今のところは出てきておりませんが、今まで積極的に受診勧奨といったところできていなかったので、そういった受診勧奨を掛け合わせて受診率の向上といったところに努めてまいります。

そのほか、集団健（検）診のほうはすいとぴあ江南で実施しておりましたが、市中心部でもやれるように検討してほしいというような御提言などをいただいておりますので、令和8年度については休日急病診療所の場所を有効活用して、年2回、乳がんのマンモグラフィーの検査を実施する予定でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　それでは、教育課所管につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明させていただきます。

予算書の32、33ページをお願いいたします。

下段の14款1項7目1節小学校使用料、その下2節中学校使用料でございます。

次に、42、43ページをお願いいたします。

中段の15款2項6目1節教育総務費補助金、その下、2節小学校費補助金、その下、3節中学校費補助金でございます。

次に、56、57ページをお願いいたします。

下段の16款2項7目1節教育総務費補助金のうち、教育課分は放課後子ども教室推進事業費補助金ほか3項目でございます。

次に、58、59ページをお願いいたします。

上段の16款2項7目2節小学校費補助金、その下、3節中学校費補助金で
ございます。

次に、60、61ページをお願いします。

上段の16款3項5目1節教育総務費委託金でございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、教育課分は江南市横田教育文化
事業基金利子でございます。

次に、66、67ページをお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、教育課分は江南市横田教育文化事業
基金繰入金でございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、下段、教育課分は小学生平和教育研修派遣
事業費負担金でございます。

次に、76、77ページをお願いいたします。

下段の22款1項6目1節小学校債、その下2節中学校債。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、388、389ページをお願いいたします。

上段の10款1項1目教育支援費。

次に、396、397ページをお願いいたします。

中段の10款1項2目教育環境費でございます。

次に、408、409ページをお願いいたします。

上段の10款2項1目小学校費でございます。

次に、418、419ページをお願いいたします。

下段の10款3項1目中学校費でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　1点だけお願いいたします。

399ページになります。最下段なんですけれども、校内教育支援センター

事業ということで今回、この予算は3校増設するという事で古知野北小学校と古知野南小学校、布袋北小学校ということをお聞きしたんですけれども、これは昨年度まで1校ずつということで、またほかにもあると思うんですけれどもその辺り、私は委員会でも毎年1校ずつではいつになるかわからないということで、なるべく早く校内教育支援センターをつくってほしいということをお願いした中で、3校を今回増設されるということでこれは非常にありがたいことです。ありがとうございます。

その中で、今後の予定ということで、これで3校が終わって、次にどういった形で残りの校内教育支援センターをつくっていかれるのか、それをちょっとお聞きします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 改めまして、令和8年度につきましては、古知野北小学校、古知野南小学校、布袋小学校ということで整備をまいります。

○伊藤委員 間違えました。すみません。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 残り3校になりますが、こちらについては、予定ですけど令和9年度については残りの古知野西小学校、草井小学校、藤里小学校3校を全てやると10校そろうということになります。

○伊藤委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 今の続きなんですけれども、それぞれなかなか教室が窮屈で校内教育支援センターをつくるスペースが、ほかの子たちとあまり動線が重ならないようにとかいろいろ配慮が必要なんですけど、それぞれどこに場所として設置する予定になっているか教えてほしいんですけど。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 設置場所につきましては、予定ではございますが、3校とも体育館の管理室を予定しております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 続いて、東猴議員が質問を本会議の一般質問でされましたけど、417ページの一番下なんですけど小学校費の備品購入費ということで、冷凍庫751万8,000円とあるんですけど、これは熱中症対策で、ネッククーラーを

冷凍して帰りに首に巻いて冷たいもので帰れるようにという配慮だと思うんで本当にありがとうございます。具体的に、この751万8,000円というのは各校1つではとても収まらないと思うんですけど、各教室で1個はちょっと多過ぎる、どういう感じの配分になるんでしょうか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 全小学校の各教室と、あと校内教育支援センターに設置する予定でございます。個数が201台です。

○伊藤委員 関連して、これは何月から何月まで使う予定なんですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 今年度の熱中症対策として絶対設置していきたいと思っておりますので、ごめんなさい、新年度のこの夏に間に合うように設置をしていきたいと考えております。

○伊藤委員 ずっと使うんですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 ずっと設置をしております。

○伊藤委員 電源のことを聞いておるんですけど、ずっと入れっ放しだともったいないものですから、いつからいつまで電源を入れるのかということを知っているんですけど。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 シーズン中だけです。

○伊藤委員 どういうふうに使っていくのか。

〔「シーズン中は入れっ放しですか」と呼ぶ者あり〕

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 シーズン中は入れっ放しで、夜もです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○大藪委員 関連じゃなくて、さっきの質問に戻るんですけど校内教育支援センターに関して、これで3校、残り3校ということで、全学校に設置し終わったらもうY o u・輝はやめるんですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 連携して。

○大藪委員 連携でということは、ケース・バイ・ケースで、Y o u・輝のほうがいい子はY o u・輝のほうでということで、各学校の校内教育支援センターのほうがいいという子はそっちへ行ってというふうにある程度選択肢を増やしてという意味合いでいいわけだね。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 おっしゃるとおりです。

○大藪委員 分かりました。ありがとうございます。

○片山委員 411ページの小学校費の中の民間プール活用事業、民間プール活用委託料が429万円になっていますけれども、これは去年に比べると大分金額が増えているんですけど、これは理由は何でしたっけ。

今門弟山小学校と藤里小学校ですよ、小学校は。これは中学校費のほうも少し増えているみたいなんですけど、中学校費は西部中学校で変わらずですよ。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 人件費が上がった関係で、1回当たりの単価が上がっています。

○片山委員 でも、大分増えましたよね。だって、去年が261万4,000円で令和8年度が429万円、167万円、上げ率が人件費分だけということによかったですか。

○委員長 50%以上上がっていますからね。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 去年の単価が1,760円で、今年度の単価が2,500円の消費税なので1.7倍ほど上がっています。

○片山委員 それが先ほどの回答のように、人件費が上がったからという理由で1.7倍ですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 そのとおりです。

○片山委員 いいです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 413ページ、小学校費は情報教育推進事業の備品購入費、教育用コンピュータ機器2億9,920万円、中学校も同じで、425ページに教育用コンピュータ機器があります。県の補助と、ほとんど、9割が地方債ということで一般財源の負担は小さいわけなんですけど、更新をするのはずっと使ってきたタブレットを全く新しいものにとというか、機種は同じで新しいものに全部交換すると、そういうことなんですね。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 第1期が令和3年8月1日から令和9年7月31日までとされておりまして、令和8年度中に購入をし、令和9年度に更新をしていくというような予算となっております。なの

で、全て買換えになります。

- 掛布委員 全て買換えということは、別に壊れていなくても傷んでいなくても全部交換ということなんですよ。単価というのは、前回のときよりもまた一段と上がってしまっているわけなんではないでしょうか。
- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 4万5,000円が5万5,000円に上がっております。
- 委員長 ほかに質疑は。
- 掛布委員 古いのはどうされるのでしょうか。
- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 古いタブレットにつきましては、令和9年度に売却することを予定しております。
- 大藪委員 それでは399ページ、いじめ問題専門委員会等事業に関連してお聞きします。

基本的に、ちらっと聞いた内容で、よく分からなくて、ここしか聞く場所がないのでここで聞きますけど的外れだったらごめんなさいね。いじめ問題に関して、生徒間のいじめに関しては重大事態発生時の組織的な対応フロー図というのが適用されます。これは他市町でも問題が実は、関東のほうのある市ですけど出てきたんですけど、先生から子供たちへのいじめに関するフローというのは何かつくってあるものなのか、それともそのとき適宜やられるものなのか、江南市の場合はどういうシステムになっているか。

前ちらっと別件で、お話を聞いた、どの方に聞いたか覚えがないのでいかんのけれども、基本はこのフロー図をたたき台にやるんでしょうというような曖昧な答えだったので実際問題はじゃあ、現実、新聞なんか見ていると先生から子供たちへといういじめ問題も起きてきているわけで、これはどのように対応をされるのか教えてください。

- 教育課管理指導主事 今江南市のほうでは、まだといいますかフロー図自体はありません。愛知県自体も教師によるいじめという言い方のものは、そういう言い方の扱いはしていないというのがまだ現状です。ただし、全国的に見て教師によるいじめという言葉を使って、いわゆる不祥事扱いをしているところも出てきておりますので、もし今起こるとしたならば不祥事の扱いを考えていくことにはなると思います。

○大藪委員　　過去にも、江南市でも教師による暴力などで子供に御迷惑をかけた部分というのはあったと思います。こういったものに関しては不祥事ではないのではないかなというふうに考えているんですけども、例えば精神的なものだとか子供たちが本当に精神的に参っちゃうようなそういった、外傷がないとかそういったものに関してもそういう扱いになってくるんですか。

○教育課管理指導主事　　今現在で言いますと、精神的なあるいは身体的な苦痛を与えた、指導と言っていいかは分かりませんが、そういったものを不適切な指導として不祥事扱いとしてきている例は過去にありますので、過去の事例を参考にしながら、これは県のほうがやっていくことになりますので江南市での判断ではありませんけれど、そういった事例が過去にはあるというふうには認識しています。

○大藪委員　　そういった過去の事例などをたたき台に、それに沿ってやっていくという理解でいいですよ。

　　こういったフロー図というのは今後、これも県になるんですか、つくられる予定というのはいくつかお聞きしていませんか。

○教育課管理指導主事　　不祥事の扱いについては県のほうに基本的にはなりますので、今のところ、例えば県のほうで何かそういったモデル等がつけられるようであれば検討していくという順番になると思います。

○大藪委員　　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員　　411ページの小学校費のほうでいきますと、下から3つ目の事業です。

　　コミュニティ・スクール事業で、今まで1校10万円出していた各学校のコミュニティ・スクール運営協議会への補助金がすっぱり全部、中学校も小学校もなくなって計150万円カットになっているわけですけども、これは最初なかったのを途中から、いやもう印刷代も出てこない、コミュニティ・スクール運営協議会として何もお金の出どころがないということでたしか、ささやかですが1校10万円というふうについた経緯があつてこれまで来ているわけなんですけど、またここでゼロというふうになるとどうなんでしょうね。

　　コミュニティ・スクールの運営協議会としてはこれから何を財源にして活

動をしていくのかなということになりかねないような面もあるので、10万円をゼロじゃなくてせめて、3分の2を残すとか半分は残すとかそういった配慮も必要なんじゃないかなと思うんですけれども、どうなのでしょう。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 10万円全てを削減しているわけではなくて、学校配分予算のほうに組み込んだということが主な減額要因でございます。今までは10万円の中に保険料だとか入っていましたが、そちらのほうは教育課の予算で計上しているということで、予算を予定しております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管につきまして御説明させていただきます。

なお、来年度に予定されております組織再編により、学校給食課の所管業務につきましては教育課の所管となりますのでよろしく願いいたします。

それでは、初めに歳入について御説明させていただきます。

予算書の34、35ページをお願いいたします。

中段の14款1項7目4節保健体育使用料のうち、教育課分は学校給食センター目的外使用料ほか1件でございます。

次に、70、71ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目11節雑入、教育課分は親子料理教室参加料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、460、461ページをお願いいたします。

中段の10款5項2目学校給食費でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管につきまして、該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の28ページ、29ページをお願ひいたします。

上段、14款1項2目1節社会福祉使用料のうち生涯学習課分、学習等供用施設使用料をはじめ4項目でございます。

次に、34ページ、35ページをお願ひいたします。

最上段、14款1項7目3節社会教育使用料で、公民館使用料をはじめ7項目でございます。

次に、48ページ、49ページをお願ひいたします。

上段、15款4項6目2節社会教育費交付金で、外国人受入環境整備交付金でございます。

次に、58ページ、59ページをお願ひいたします。

上段、16款2項7目4節社会教育費補助金で、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ2項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願ひいたします。

最上段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ2項目でございます。

同じく64ページ、65ページの中段をお願ひいたします。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、生涯学習課分、江南市図書館整備事業基金利子でございます。

次に、66ページ、67ページをお願ひいたします。

上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、生涯学習課分、江南市ふるさ

と応援事業基金繰入金はじめ3項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目10節電話料収入で、電話使用料（学習等供用施設）でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち上段、生涯学習課分、印刷物・物品売捌収入はじめ5項目でございます。

同じく74ページ、75ページの下段をお願いいたします。

22款1項2目1節社会福祉債のうち生涯学習課分、学習等供用施設改修事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

210ページ、211ページをお願いいたします。

下段の3款1項5目学習等供用施設費でございます。

212ページ、213ページにかけて掲げております。

次に、大きく進んでいただきまして、430ページ、431ページをお願いいたします。

下段の10款4項1目生涯学習費でございます。

442ページ、443ページの上段にかけて掲げております。

同じく442ページ、443ページをお願いいたします。

その下、10款4項2目文化交流費でございます。

448ページ、449ページの上段にかけて掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　1点だけお聞きいたします。

447ページ、実際、文化財保護事業の中の役務費の樹木剪定手数料とあるんですけども、これは昨年度は木曾川堤の桜の木で車両事故があったように記憶してございますけれども、これは現在の剪定状況というのはどうなっておるのでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 昨年度木曾川堤の桜で車両事故のほう
が2件発生しました。そのことから、令和6年度は補正予算を計上いたしま
して桜156本について剪定をしております。また、通行の妨げとなる枝も多
数ありますことから令和7年度から令和9年度までの3年間の剪定について
計画をしておりますが、交通の妨げとならないよう日頃より目視による確認
などに努めて、令和10年度以降も必要経費の予算要求をお願いしていきたい
と思っております。

○伊藤委員 分かりました。今年度は事故がなかったということですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 失礼いたしました。今年度につきまし
ては、倒木や支障枝による事故は起きておりません。

○伊藤委員 分かりました。今後とも予算計上されるということですね、定期
的にね。

分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 441ページの下から3つ目の事業、図書整備事業の2,740万円で
すけれども、これは事業見直しで一旦、図書の一般財源として1,800万円入
れていたのを800万円カットしようという事業見直しだったのを600万円、カ
ット額を削減して1,200万円は投入していただけるというふうに見直しの見
直しをしていただけてよかったと思うんですけども、ただ、計画では蔵書
30万冊を目指して、図書の基金から毎年1,500万円ずつ繰り入れて一般会計
から1,800万円入れて、合計3,300万円ほどで30万冊を目指して蔵書を増やし
ていくという計画だったんです。

そうすると今回600万円計画よりも減ってしまいましたので、その影響が
どうなるのかな、30万冊達成というのは可能なのかな、もう不可能のかなた
に行ってしまったのかなというのをお聞きしたいわけなんです。というのは、
図書館の基金を持っていますよね、それには限度があって1,500万円ずつ毎
年崩していくといつかはなくなるので、それまでに30万冊にいつもおかない
ともう無理ということになってしまうんですけど、どんな見通しになるので
しょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今掛布委員おっしゃられるように、図

書資料につきましては、江南市図書館基本計画に掲げる年間の資料費1,800万円に基金から1,500万円を加えて購入していくというような計画を持っております。基本計画に掲げる収蔵冊数の計画値につきましても、30万冊を令和20年度をめどに達成できるよう進めていたところでございますが、全庁的な市の事業見直しによりまして一般財源の投入が減額されているということになります。今掛布委員おっしゃられるように、じゃあ30万冊はいつそろうんだというところで、当然ながら予算のほうは削減されておりますので、30万冊到達が令和20年度をめどにということでは少しずれてくるかと思っております。今後については、市の財政状況や全庁的な予算、部内の予算を踏まえて、当面の間は現在の蔵書冊数を維持しながら図書整備に努めていきたいと思っております。また、蔵書につきましても、新鮮度も保ちながらそろえていかないといけないというふうに思っておりますので、そこら辺も視野に入れながら図書整備には努めていきたいと考えております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○大藪委員　今ふと思い出しちゃったんですけど、去年の夏ぐらだったかな。これはニュースにはならなかったんですけど、うちは違うんだよねということの確認ですけど、433ページ、二十歳の集い開催補助事業とありますよね。ある程度市が補助していると思うんですけど、これがそのときの実行委員会の打ち上げの飲食費に消えたという話が実は他市町であったというふうに聞いているんですが、これはうちはないですよ。

○生涯学習課長兼少年センター所長　江南市につきましては、当然実行委員会を立ち上げてやっておりまして、その子たちも打ち上げだとかそういったものはしておるように聞いておりますが、補助金については一切そういったものは使っておりません。

○大藪委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑は。

○掛布委員　441ページの上から2つ目の事業、公民館フェスタ事業で、事業見直しの中にも縮小と書かれていて、令和8年度予算ではたったというか僅か11万9,000円なんですけれども、相当な縮小ということになるわけなんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 公民館フェスタにつきましては、現在令和7年度はHome & nicoホールで、消費生活展と土曜日は同時開催ということで2日間、土曜日と日曜日で開催をさせていただきました。

令和8年度につきましては、こちらにつきましても事業見直しの一環で、Home & nicoホールで、現在は1日で開催を今予定しているところです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課の所管について、該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

中段、14款1項7目4節保健体育使用料でございます。右側の説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター使用料はじめ13項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料でございます。右側説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

上段、21款5項2目11節雑入でございます。右側説明欄、スポーツ推進課分、コピー等実費徴収金はじめ6項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

448ページ、449ページをお願いいたします。

中段の10款5項1目スポーツ推進費でございます。

はねていただきまして、460ページ、461ページの上段やや下にかけて掲げてございますので、よろしく申し上げます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　451ページの上から2つ目、各種スポーツ大会開催事業の中にこれまでありましたコミュニティ・スポーツ祭というのが全てなくなって、200万円ほどなくなっているわけなんですけれども、そうすると、令和8年度からはコミュニティ・スポーツ祭というのはもうやらないよということなのか、それとも地域によってはすごく活発に、布袋のほうですか、やっていたところはあるので、それはもう一律なしやというのはそれは気の毒ですので、地域に応じてやれる力がある、盛り上がっているところはそれなりに継続できるように、めり張りをつけてやっていただければなと思うんですけど、これはどういうふうな予定になっているんでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　コミュニティ・スポーツ祭につきましては、今委員言われたとおり、各地区のスポーツ推進委員が主体となる実行委員会と江南市教育委員会が主催しているもので、小学校の各小学校10校区でそれぞれ行っていたということになります。今回事業見直しの関係でコミュニティ・スポーツ祭のほうがちよこっと上げられていましたので、そちらのほうを現のスポーツ推進委員の皆さんに全体会の中でコミュニティ・スポーツ祭の、継続かどうかということをお話し合っていて協議していただいた結果、今回コミュニティ・スポーツ祭の委託料としてはなしという形になります。ただし、スポーツ推進委員が各校区ごとにいますので、それぞれのスポーツ推進委員が地元地区の方、例えば区長・町総代の方とか、それぞれ、やれるところは引き続き事業を開催していくということでお聞きしております。ですので、委託料金だけが今回廃止ということで、その分、今の予算にありますスポーツ教室開催事業になりますけれども、一番上段で軽スポーツフェスティバル開催委託料、こちらのほうが令和7年度までは27万円という金額だったものなんですけれども、スポーツ推進委員のコミュニティ・スポーツ祭の委託料がなくなった今、今度令和8年度は、スポーツ推進委員全体で、江南市全体でやる軽スポーツフェスティバルのほうで予算を少しつけさせていただいたという形になっております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 06 分 休 憩

午後 4 時 06 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

もう一つありまして、先ほど配りました資料、議案第34号の審査のため当局から配付されました資料につきまして、委員会配付にとどめおくか委員会審査資料として議場配付とするか伺いたいと思います。

〔「議場配付で」と呼ぶ者あり〕

○委員長 議場配付という形、ありがとうございます。

それでは、議場配付との意見がありますので、配付された資料につきましてはそのように取扱いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔「金額も入れてよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 金額も。

〔「配付していないので」と呼ぶ者あり〕

○委員長 分かりました。

ある資料だけで配付という形にいたします。

今資料は終わったので、暫時休憩いたします。

午後 4 時 08 分 休 憩

午後 4 時 09 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議題はまだ残っていますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、明日11日水曜日午前9時30分から委員会を開きます。
本日はこれにて散会いたします。

午後4時10分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 牧野行洋